

福島市火災予防条例第4章「指定数量未満の危険物及び指定可燃物の貯蔵及び取扱いの技術上の基準等」に係る運用基準

第1章 総則

1 目的

消防法（昭和23年法律第186号）第9条の4の規定に基づき、福島市火災予防条例（昭和48年福島市条例第52号）第4章において、「指定数量未満の危険物及び指定可燃物の貯蔵及び取扱いの技術上の基準等」について規定しているが、この基準について統一的に運用することを目的とする。

2 用語

この基準における用語の意義は、福島市火災予防条例第4章及び第53条に規定するほか、次のとおりとする。

(1) 法

消防法（昭和23年法律第186号）

(2) 政令

消防法施行令（昭和36年政令第37号）

(3) 省令

消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号）

(4) 危政令

危険物の規制に関する政令（昭和34年政令第306号）

(5) 危省令

危険物の規制に関する規則（昭和34年総理府令第55号）

(6) 危告示

危険物の規制に関する技術上の基準の細目を定める告示（昭和49年自治省告示第99号）

(7) 条例

福島市火災予防条例（昭和48年福島市条例第52号）

(8) 条例規則

福島市火災予防条例施行規則（昭和48年福島市規則第63号）

(9) 建基法

建築基準法（昭和25年法律第201号）

(10) 建基令

建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）

(11) 危険物

消防法第2条第7項に定めるもの

(12) 少量危険物

指定数量の5分の1以上指定数量未満の危険物

(13) 少量危険物貯蔵取扱所

指定数量の5分の1以上指定数量未満の危険物を貯蔵し、又は取り扱う場所（指定数量未満の第4類の危険物のうち動植物油類のみを貯蔵し、又は取り扱う場所を除く。）

(14) 指定可燃物貯蔵取扱所

指定可燃物を貯蔵し、又は取り扱う場所及び指定数量未満の第4類の危険物のうち動植物油類のみを貯蔵し、又は取り扱う場所

(15) 不燃材料

建築基準法第2条第9号に掲げるもの

(16) 耐火構造

建築基準法第2条第7号に規定するもの

(17) 防火設備

建築基準法第2条第9号の2ロに規定するもの

3 運用上の留意事項

この運用基準には、条例に基づくものに加え、少量危険物及び指定可燃物における保安確保の観点から付加した行政指導（◆で表示）も含まれるが、関係者に義務を課すわけではなく、関係者側の任意の協力により実現されることを前提とするものである。

第2章 指定数量未満の危険物に係る基本的事項

1 危険物の同一場所の範囲

危険物を貯蔵し、又は取り扱う場合の同一場所の範囲については、次によるものとする。

なお、指定数量の5分の1未満の危険物を貯蔵し、又は取り扱う場合も同様とする。

※ 通路、階段その他これらに類する場所及び火災発生時に延焼拡大や消火困難となるダクトスペースその他これらに類する場所には、危険物を貯蔵し、又は取り扱うことのないように指導すること。◆

(1) 屋外の場合

① 屋外において容器、設備等により危険物を貯蔵し、又は取り扱う場合（タンクを除く。）は、原則として、同一敷地ごとに一の少量危険物貯蔵取扱所とする。

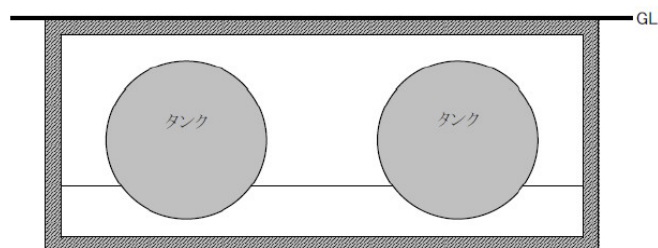
ただし、次に掲げる例のように各施設が独立性を有していると認められる場合は、それぞれを一の少量危険物貯蔵取扱所とすることができる。

- ア 施設相互間が耐火構造の建築物又は塀等で防火上有効に隔てられている場合
- イ 防火上安全な距離を有する場合
- ② 屋外のタンク（タンクごとに1 m以上の離隔距離※を確保できているものに限る。）において危険物を貯蔵し、又は取り扱う場合は、それぞれのタンクを少量危険物貯蔵取扱所とする。

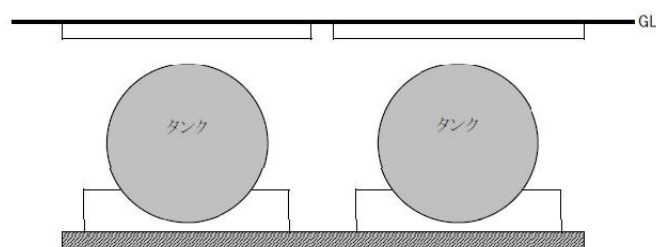
（補足）屋外のタンク間の離隔距離の測定方法は？
 屋外のタンク側板側の最短距離とする。

ただし、地下タンクで次のいずれかの場合は、それぞれを一の少量危険物貯蔵取扱所とする。

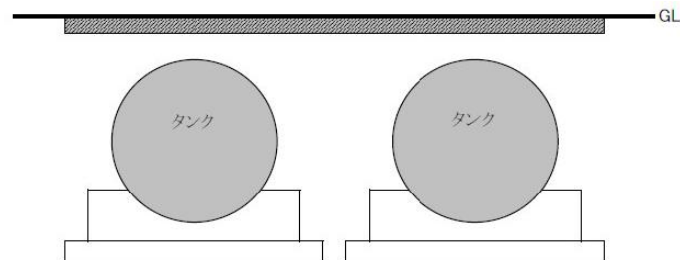
- ア 同一のタンク室内に2以上のタンクが設置されている場合



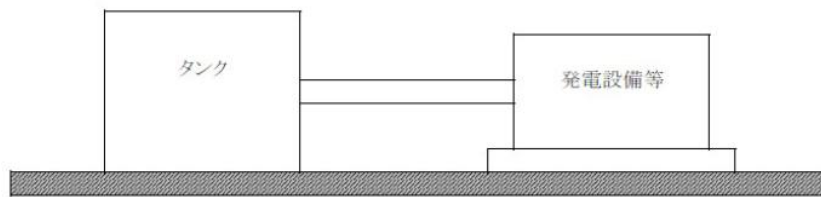
- イ 同一の基礎上に2以上のタンクが設置されている場合



- ウ 同一のふたで2以上のタンクが覆われている場合

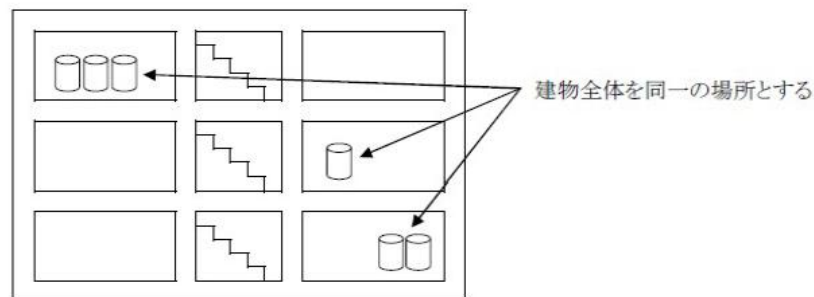


- ③ タンクと設備が同一工程である場合は、当該同一工程を一の少量危険物貯蔵取扱所とすることができる。



(2) 屋内の場合

屋内において危険物を貯蔵し、又は取り扱う場合は、原則として、同一建築物ごとに一の少量危険物貯蔵取扱所とする。



ただし、次のいずれかの場合は、それぞれを一の少量危険物貯蔵取扱所とすることができる。

① 危険物を取り扱う設備※の場合は、次のア又はイによる。

(補足) 危険物を取り扱う設備とは？

吹付塗装用設備、洗浄作業用設備、焼入れ作業用設備、消費設備（ボイラー、バーナー等）、油圧装置、潤滑油循環装置等の設備である。

ア 危険物を取り扱う設備が、壁、床、柱及び天井※を不燃材料で造り、かつ、出入口※以外の開口部を有しない構造※で他の部分と区画（以下「不燃区画」という。）されている場所に設置される場合

(補足) 壁、床、柱及び天井を不燃材料で造り、かつ、出入口以外の開口部を有しない構造とは？

- ・ 天井がない場合は、屋根を不燃材料で造らなければならない。
- ・ 出入口は防火設備としたものに限る。

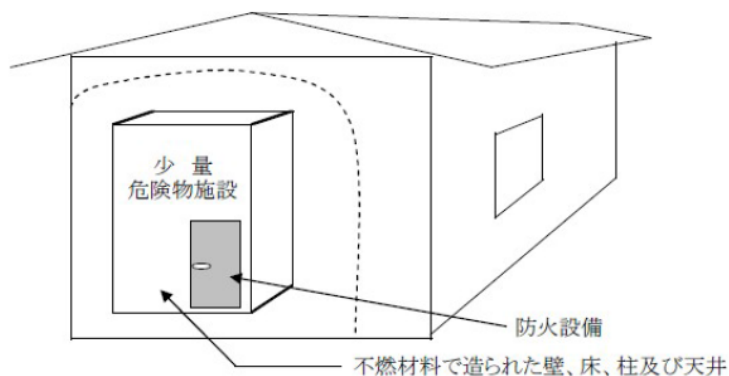
(補足) 開口部を有しない構造とは？

- ・ 開口部がまったくない構造
- ・ 壁に換気設備を設置し、更に換気設備に防火ダンパーを設置した構造
- ・ 少量危険物貯蔵取扱所の天井、壁若しくは床について、当該少量危険物貯蔵取扱所に関連する配管や配線を貫通させた部分にモルタルや耐火パテなどで埋め戻した構造

※ 他の部分と区画されている場所以外に設ける換気設備には、防火ダンパーを

設けるよう指導すること。◆

<不燃区画を設けた例>



なお、不燃区画とした場合であっても、少量危険物貯蔵取扱所を隣接して設けることはできない。

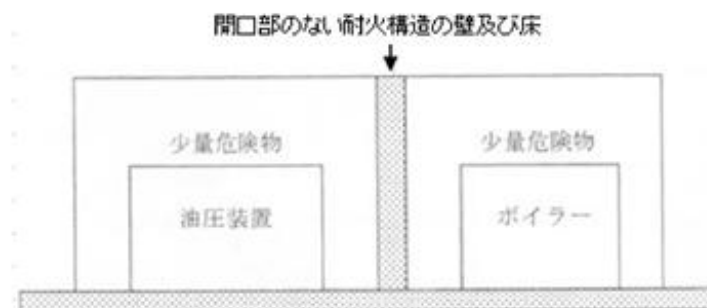
ただし、少量危険物貯蔵取扱所相互に隣接する壁及び床を開口部のない耐火構造※とした場合は、この限りでない。

(補足) 開口部のない耐火構造とは？

開口部がまったくない耐火構造をいう。

例えば、換気設備に防火ダンパーを設けた場合、「開口部を有しない構造」として取り扱うが、「開口部のない構造」として取り扱うことはできない。

<連続して設けられる例>



イ 危険物を取り扱う設備の周囲に幅3m以上の空地※が保有されている場合

なお、当該設備から3m未満となる部分の建築物の壁※及び柱が耐火構造である場合は、当該設備から当該壁及び柱までの距離の幅が保有されていること。

(補足) 危険物を取り扱う設備のうち、空地3mの保有が除外される附属設備は？

危険物を移送するための配管、ストレーナー、流量計等の附属設備である。

(補足) 3m未満となる部分の建築物の壁の構造は？

壁に設ける出入口は随時開けることができる自閉式特定防火設備に限り認められるものであり、また、この防火設備以外の開口部を有しない耐火構造としなければならない。

※ 複数の少量危険物貯蔵取扱所を設ける場合において、空地はそれぞれ設けること。

※ 空地は、上階がある場合にあっては上階の床又は天井※までをいうものであること。

(補足) 天井がない場合は？

屋根を不燃材料で造らなければならない。

※ 空地内において、当該施設に関連しないものは設置しないこと。

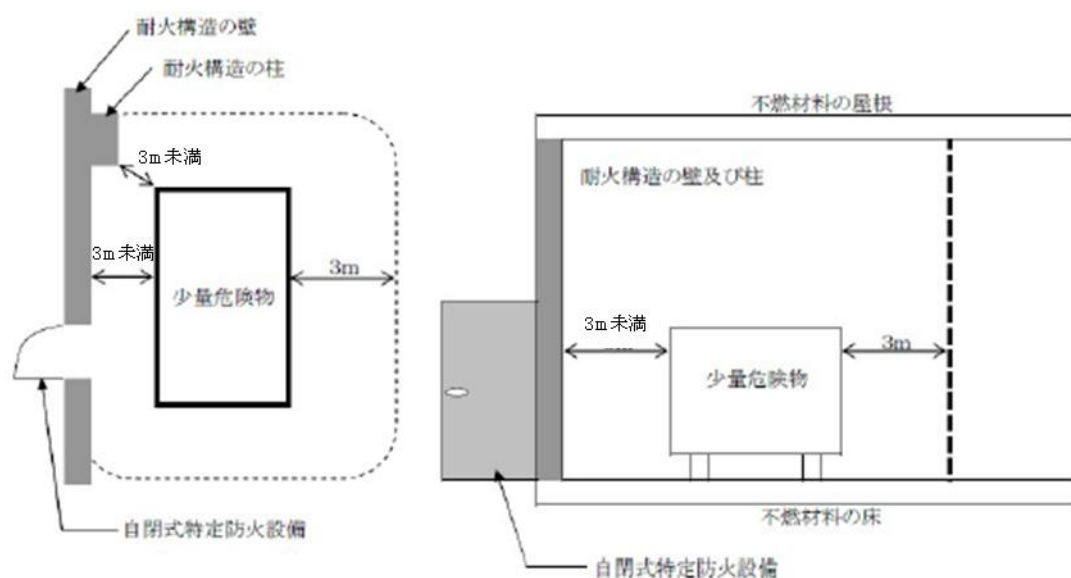
※ 空地の保有範囲をペイント、テープ等により明示すること。

※ 空地内において、当該施設に関連する電気配線、ダクト等が通過する場合は、火災の実態危険がないように敷設するよう指導すること。◆

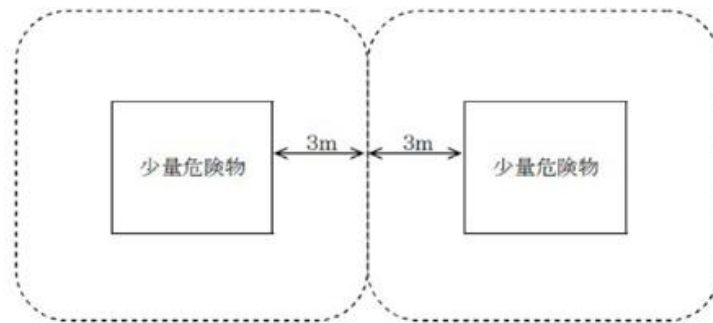
<周囲に3mの空地を設けた例>



<壁及び柱を耐火構造とし、3mの空地を緩和した例>



<空地をそれぞれ設けた例>



- ② 容器又はタンクにより貯蔵し、又は取り扱う場合
不燃区画による場所とすること。
- ③ 大学、研究所その他これらに類する施設において実験、研究等を行う場合
次のア又はイの場所において貯蔵し、又は取り扱う場合は、それぞれを一の少量
危険物貯蔵取扱所とすることができる。

ア 不燃区画による場所

イ 階ごとに防火上有効な区画がされている場所

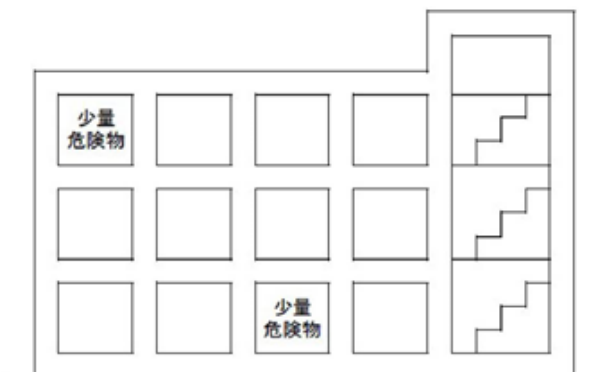
(7) 建基令第112条第1項の規定による防火区画（面積区画）

それぞれ別の少量危険物貯蔵取扱 所として認められる場合	別の少量危険物貯蔵取扱所として 認められない場合
1,500㎡区画 (吹き抜け) 1,500㎡区画 A 0.8倍 B 0.4倍 C 0.5倍 A ⇒ 0.8倍 B+C ⇒ 0.9倍	1,500㎡区画 A 0.6倍 B 0.7倍 A+B ⇒ 1.3倍 特定防火設備

(i) 建基令第112条第9項の規定による防火区画（縦穴区画）

- ④ 共同住宅等において貯蔵し、又は取り扱う場合（階層住宅等の燃料供給施設を含む。）

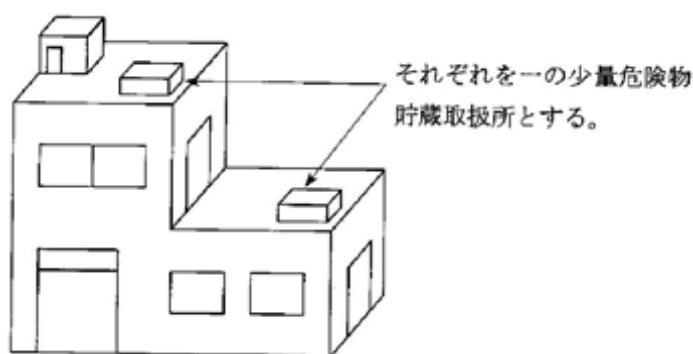
管理権原ごとに一の少量危険物貯蔵取扱所とすることができる。



- (3) 屋上において危険物を貯蔵し、又は取り扱う場合は、原則として、同一建築物ごとに一の少量危険物貯蔵取扱所とする。

ただし、次のいずれかの場合は、それぞれを一の少量危険物貯蔵取扱所とすることができる。

- ① 同一建築物に屋上が2以上ある場合



- ② 危険物を取り扱う設備の周囲に幅3m以上の空地※が保有されている場合

なお、当該設備から3m未満となる部分の建築物の壁※及び柱が耐火構造である場合、当該設備から当該壁及び柱までの距離の幅が保有されていること。

(補足) 危険物を取り扱う設備のうち、空地3mの保有が除外されるものは？

危険物を移送するための配管、ストレーナー、流量計等の附属設備である。

(補足) 3m未満となる部分の建築物の壁の構造は？

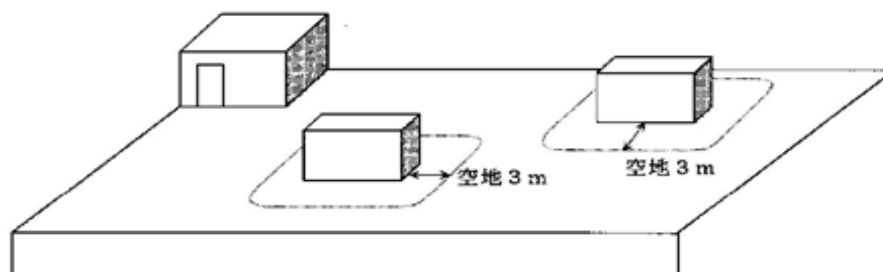
壁に設ける出入口は随時開けることができる自閉式特定防火設備に限り認められるものであり、また、この防火設備以外の開口部を有しない耐火構造としなければならない。

※ 複数の少量危険物貯蔵取扱所を設ける場合は、空地はそれぞれ設けること。

※ 空地内において、当該施設に関連しないものは設置しないこと。

※ 空地の保有範囲をペイント、テープ等により明示すること。

※ 空地内において、当該施設に関連する電気配線、ダクト等が通過する場合は、火災の実態危険がないように敷設するよう指導すること。◆



2 規制の対象から除外されるもの

- (1) 航空機、船舶、鉄道又は軌道の内部で危険物を貯蔵、取扱い又は運搬する場合

法第16条の9の規定の例により、航空機、船舶、鉄道又は軌道の内部で危険物を貯蔵、取扱い又は運搬する場合については、移動性等の特殊性や航空法、船舶安全法、鉄道営業法等による事故発生防止のための措置がとられているため、本対象から除外する。

なお、航空機や船舶等に対する外部からの給油又は外部の施設等に対する航空機からの給油については、本規定の適用は除外されない。

(2) 発電所、変電所等で危険物を取り扱う場合

昭和40年自省丙予発第148号通知「発電所、変電所等の取扱いについて」の例により、発電所、変電所等（以下「発電所等」という。）で危険物を取り扱う場合については、次による。

なお、発電所等には、自家用の変電設備も含まれるものとする。

- ① 発電所等に設置される危険物を収納している機器類のうち、変圧器、リアクトル、電圧調整器、油入開閉器、しゃ断器、油入コンデンサー及び油入ケーブル並びにこれらの附属装置で、機器の冷却若しくは絶縁のため油類を内蔵して使用するもののみであり、他に危険物を取り扱わない場合は、本対象から除外することができる。

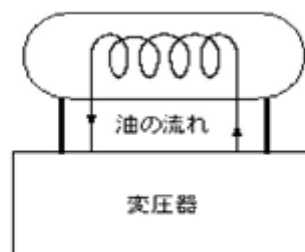
ただし、設備から取り外されたものは、本規定の適用は除外されない。

なお、「これらの附属装置で機器の冷却若しくは絶縁のため油類を内蔵して使用するもの」には、油入ケーブル用のヘッドタンクや下図のような変圧器油を冷却するための附属設備（別置型冷却器）等がある。

<変圧器油を冷却するための附属設備>



油を冷却するための設備の例



油を冷却するためのタンクの例

(3) 燃料タンクに危険物を収納している自動車等を陳列する場合

昭和49年消防予第102号通知「自動車等の燃料タンクについて」の例により、燃料タンクに危険物を収納している自動車等を陳列する場合等については、次による。

- ① モーターショー等において、燃料タンクに危険物を収納した自動車等を一棟の建築物内で短期間陳列する場合は、本対象から除外することができる。
- ② 乗用車等の燃料タンクに危険物を収納した自動車等を車庫に入れておく場合で、当該燃料タンクが露出していないものであるものは、本対象から除外することができる。

3 危険物の数量の算定

(1) 同一場所で貯蔵し、又は取り扱う危険物の数量の算定は次による。

- ① 貯蔵施設の場合は、貯蔵する危険物の全量とする。
- ② 取扱施設の場合は、取り扱う危険物の全量とする。なお、次に掲げる場合は、それぞれによる。

ア 油圧装置、潤滑油循環装置等による危険物の取扱いについては、瞬間最大停滞量（タンク容量と配管等に停滞している油量）をもって算定する。

イ ボイラー、発電設備等による危険物の取扱いについては、1日の計画消費量又は実績消費量のうちいずれか大きい方の量をもって算定する。

ウ 洗浄作業、切削装置等による危険物の取扱いについては、回収し同一系内で再使用するものは瞬間最大停滞量とし、使い捨てするもの及び系外に搬出するものは1日の使用量とする。

- ③ 貯蔵施設と取扱施設を併設する場合は、次のとおりとする。

ア 貯蔵施設と取扱施設とが同一工程にある場合（ボイラーと当該ボイラー用燃料タンクを同一の室内に設けた場合等）は、貯蔵する危険物の全量と取り扱う危険物の全量とを比較して、いずれか大きい方の量とする。

＜貯蔵施設と取扱施設とが同一工程にある場合の数量算定例＞

サービスタンクの容量が900ℓで、ボイラーの1日の消費量が500ℓの場合は、900ℓを数量とする。

イ 貯蔵施設と取扱施設とが同一工程にない場合は、貯蔵する危険物の全量と取り扱う危険物の全量を合算した量とする。

ウ 自動車等へ給油することを目的に設けられた簡易タンクの場合は、貯蔵量又は1日の取扱数量のいずれか大きい方の量とする。

(2) 次に掲げる場合は算定から除外できるものとする。

- ① 指定数量の5分の1未満の燃料装置部が同一の室内に設置されている石油ストーブ、石油コンロ等で専ら室内の暖房又は調理等の用に供する場合は、当該石油ストーブ、石油コンロ等で取り扱う危険物を当該室内における危険物の数量の算定から除外することができる。
- ② 建設現場等における土木建設重機等（指定数量未満の危険物を保有するものに限る。）の燃料タンク内の危険物は数量の算定から除外し、1日の給油量で算定することができる。

第3章 少量危険物貯蔵取扱所の消防用設備等設置基準

1 少量危険物貯蔵取扱所に設ける消火設備

少量危険物貯蔵取扱所に設ける消火設備は、次のとおりとする。

(1) 移動タンク以外の少量危険物貯蔵取扱所に設ける消火設備

- ① 法第17条第1項の規定の適用を受ける場合は、その規定に基づいた消火設備を設ける。

(補足) 法第17条第1項の適用を受ける場合とは？

政令別表第1に規定する防火対象物に設置される場合であり、政令第10条第1項第4号及び省令第6条第3項により消火設備を設置する。

- ② 法第17条第1項の規定の適用を受けない屋外の少量危険物貯蔵取扱所については、貯蔵し、又は取り扱う危険物に適合する消火器を1個以上設けるよう指導すること。◆

(補足) 法第17条第1項の適用を受けない屋外の場所とは？

防火対象物以外の屋外のタンクや容器置場などをいう。

(2) 移動タンク

移動タンクにおいて、危険物を貯蔵し、又は取り扱う場合は、消火器の技術上の規格を定める省令（昭和39年自治省令第27号）第8条に規定する自動車用消火器を1個以上、車両右側及び左側の地盤面から容易に取り出すことのできる位置に設けるよう指導すること。◆

なお、自動車用消火器とは、一般の消火器の試験内容に加えて同省令第30条に規定する振動試験が実施されたもので、「自動車用」と表示されたものである。

第4章 指定数量未満の危険物に係る運用基準

1 指定数量未満の危険物に係る運用基準

第32条（指定数量未満の危険物の貯蔵及び取扱いの技術上の基準）

第32条 法第9条の4の規定に基づき危険物の規制に関する政令（昭和34年政令第306号）で定める数量（以下「指定数量」という。）未満の危険物の貯蔵及び取扱いは、次の各号に掲げる技術上の基準によらなければならない。

- 一 危険物を貯蔵し、又は取り扱う場所においては、みだりに火気を使用しないこと。
- 二 危険物を貯蔵し、又は取り扱う場所においては、常に整理及び清掃を行うとともに、みだりに空箱その他の不必要な物件を置かないこと。
- 三 危険物を貯蔵し、又は取り扱う場合においては、当該危険物が漏れ、あふれ、又は飛散しないように必要な措置を講ずること。
- 四 危険物を容器に収納して貯蔵し、又は取り扱うときは、その容器は、当該危険物の性質に適応し、かつ、破損、腐食、さけめ等がないものであること。
- 五 危険物を収納した容器を貯蔵し、又は取り扱う場合においては、みだりに転倒させ、

落下させ、衝撃を加え、又は引きずる等粗暴な行為をしないこと。

六 危険物を収納した容器を貯蔵し、又は取り扱う場合においては、地震等により、容易に容器が転落し、若しくは転倒し、又は他の落下物により損傷を受けないよう必要な措置を講ずること。

【解釈及び運用】

1 本条は、指定数量未満の危険物の貯蔵及び取扱いのすべてに共通する技術上の基準について規定したものである。

2 第1号において、「みだりに火気を使用しない」とは、必要がないにもかかわらず火気を使用してはならないということである。

なお、火気を使用する場合は、法令の規定により火気の使用が認められた場合（例えば、条例の基準でボイラー設備が設置されている場合のボイラーの使用）など、必要最小限使用する場合を除き、使用してはならないということとなる。

3 第2号は、整理清掃及び不必要な物件の放置の制限について規定したものである。

これは、危険物を貯蔵及び取扱いする場所が整理清掃されず、不必要な物件が放置されている状態であると、万が一火災が発生した際にこれらの物件が延焼媒体となり、被害の拡大が想定されるためである。

「不必要な物件」とは、作業工程において必要ではない物件をいい、例えば、原料を取り出した後の空き箱などが該当となる。

4 第3号は、危険物の漏えい防止について規定したものである。

「必要な措置」とは、貯蔵又は取扱いの形態に応じた密栓や、蓋、受け皿、バルブの設置や管理、更には、器具を用いた危険物の急激な注入を避ける方法などである。

5 第4号は、危険物を容器で貯蔵又は取扱いする場合について規定したものである。

容器の種類については、危省令別表第3、第3の2、第3の3、第3の4の基準を参照すること。

6 第5号は、危険物を容器で貯蔵又は取扱いする場合の禁止事項について規定したものである。

7 第6号は、危険物を容器で貯蔵又は取扱いする場合、地震等による容器の転落や転倒、又は落下物による容器の損傷防止についての措置について規定したものである。

例えば、棚の固定や棚に対する容器の転倒防止措置を設置したり、物件が落下するような場所に容器を置かないよう対策することである。

第33条（指定数量の5分の1以上指定数量未満の危険物の貯蔵及び取扱いの技術上の基準等）

第33条 指定数量の5分の1以上指定数量未満の危険物の貯蔵及び取扱い並びに貯蔵し、又は取り扱う場所の位置、構造及び設備は、前条に定めるもののほか、次条から第34

条の２までに定める技術上の基準によらなければならない。

【解釈及び運用】

少量危険物貯蔵取扱所の貯蔵及び取扱い並びに貯蔵又は取り扱う場所の位置、構造及び設備の基準は、条例第３２条並びに第３３条の２から第３４条の２であることを規定したものである。

第３３条の２（指定数量の５分の１以上指定数量未満の危険物の貯蔵及び取扱いのすべてに共通する技術上の基準）

第３３条の２ 指定数量の５分の１以上指定数量未満の危険物の貯蔵及び取扱いのすべてに共通する技術上の基準は、次のとおりとする。

- 一 ためます又は油分離装置にたまつた危険物は、あふれないように随時くみ上げること。
- 二 危険物又は危険物のくず、かす等を廃棄する場合には、それらの性質に応じ、安全な場所において、他に危害又は損害を及ぼすおそれのない方法により行うこと。
- 三 危険物を貯蔵し、又は取り扱う場所では、当該危険物の性質に応じ、遮光又は換気を行うこと。
- 四 危険物は、温度計、湿度計、圧力計その他の計器を監視して、当該危険物の性質に応じた適正な温度、湿度又は圧力を保つように貯蔵し、又は取り扱うこと。
- 五 危険物を貯蔵し、又は取り扱う場合においては、危険物の変質、異物の混入等により、当該危険物の危険性が増大しないように必要な措置を講ずること。
- 六 危険物が残存し、又は残存しているおそれがある設備、機械器具、容器等を修理する場合は、安全な場所において、危険物を完全に除去した後に行うこと。
- 七 可燃性の液体、可燃性の蒸気若しくは可燃性のガスが漏れ、若しくは滞留するおそれのある場所又は可燃性の微粉が著しく浮遊するおそれのある場所では、電線と電気器具とを完全に接続し、かつ、火花を発する機械器具、工具、履物等を使用しないこと。
- 八 危険物を保護液中に保存する場合は、当該危険物が保護液から露出しないようにすること。
- 九 接触又は混合により発火するおそれのある危険物と危険物その他の物品は、相互に近接して置かないこと。ただし、接触又は混合しないような措置を講じた場合は、この限りでない。
- 十 危険物を加熱し、又は乾燥する場合は、危険物の温度が局部的に上昇しない方法で行うこと。
- 十一 危険物を詰め替える場合は、防火上安全な場所で行うこと。
- 十二 吹付塗装作業は、防火上有効な隔壁で区画された場所等安全な場所で行うこと。

- 十三 焼入れ作業は、危険物が危険な温度に達しないようにして行うこと。
- 十四 染色又は洗浄の作業は、可燃性の蒸気の換気をよくして行うとともに、廃液をみだりに放置しないで安全に処置すること。
- 十五 バーナーを使用する場合においては、バーナーの逆火を防ぎ、かつ、危険物があふれないようにすること。
- 十六 危険物を容器に収納し、又は詰め替える場合は、次によること。
- イ 固体の危険物にあつては危険物の規制に関する規則（昭和34年総理府令第55号。以下「危険物規則」という。）別表第3、液体の危険物にあつては危険物規則別表第3の2の危険物の類別及び危険等級の別の項に掲げる危険物について、これらの表において適応するものとされる内装容器（内装容器の容器の種類の項が空欄のものにあつては、外装容器）又はこれと同等以上であると認められる容器（以下この号において「内装容器等」という。）に適合する容器に収納し、又は詰め替えるとともに、温度変化等により危険物が漏れないように容器を密封して収納すること。
- ロ イの内装容器等には、見やすい箇所に危険物規則第39条の3第2項から第6項までの規定の例による表示をすること。
- 十七 危険物を収納した容器を積み重ねて貯蔵する場合には、高さ3メートル（第四類の危険物のうち第三石油類及び第四石油類を収納した容器のみを積み重ねる場合にあつては、4メートル）を超えて積み重ねないこと。
- 2 指定数量の5分の1以上指定数量未満の危険物を貯蔵し、又は取り扱う場所の位置、構造及び設備のすべてに共通する技術上の基準は、次のとおりとする。
- 一 危険物を貯蔵し、又は取り扱う場所には、見やすい箇所に危険物を貯蔵し、又は取り扱っている旨を表示した標識（危険物を貯蔵し、又は取り扱うタンクのうち車両に固定されたタンク（以下「移動タンク」という。）にあつては、0.3メートル平方の地が黒色の板に黄色の反射塗料その他反射性を有する材料で「危」と表示した標識）並びに危険物の類、品名、最大数量及び移動タンク以外の場所にあつては防火に関し必要な事項を掲示した掲示板を設けること。
- 二 危険物を取り扱う機械器具その他の設備は、危険物の漏れ、あふれ又は飛散を防止することができる構造とすること。ただし、当該設備に危険物の漏れ、あふれ又は飛散による災害を防止するための附帯設備を設けたときは、この限りでない。
- 三 危険物を加熱し、若しくは冷却する設備又は危険物の取扱いに伴つて温度の変化が起こる設備には、温度測定装置を設けること。
- 四 危険物を加熱し、又は乾燥する設備は、直火を用いない構造とすること。ただし、当該設備が防火上安全な場所に設けられているとき、又は当該設備に火災を防止するための附帯設備を設けたときは、この限りでない。
- 五 危険物を加圧する設備又はその取り扱う危険物の圧力が上昇するおそれのある設備

には、圧力計及び有効な安全装置を設けること。

六 引火性の熱媒体を使用する設備にあつては、その各部分を熱媒体又はその蒸気が漏れない構造とするとともに、当該設備に設ける安全装置は、熱媒体又はその蒸気を火災予防上安全な場所に導く構造とすること。

七 電気設備は、電気工作物に係る法令の規定の例によること。

八 危険物を取り扱うに当たつて静電気が発生するおそれのある設備には、当該設備に蓄積される静電気を有効に除去する装置を設けること。

九 危険物を取り扱う配管は、次によること。

イ 配管は、その配置される条件及び使用される状況に照らして十分な強度を有するものとし、かつ、当該配管に係る最大常用圧力の1.5倍以上の圧力で水圧試験（水以外の不燃性の液体又は不燃性の気体を用いて行う試験を含む。）を行つたとき漏えいその他の異常がないものであること。

ロ 配管は、取り扱う危険物により容易に劣化するおそれのないものであること。

ハ 配管は、火災等による熱によつて容易に変形するおそれのないものであること。
ただし、当該配管が地下その他の火災等による熱により悪影響を受けるおそれのない場所に設置される場合にあつては、この限りでない。

ニ 配管には、外面の腐食を防止するための措置を講ずること。ただし、当該配管が設置される条件の下で腐食するおそれのないものである場合にあつては、この限りでない。

ホ 配管を地下に設置する場合には、配管の接合部分（溶接その他危険物の漏えいのおそれがないと認められる方法により接合されたものを除く。）について当該接合部分からの危険物の漏えいを点検することができる措置を講ずること。

ヘ 配管を地下に設置する場合には、その上部の地盤面にかかる重量が当該配管にかからないように保護すること。

【解釈及び運用】

1 第1項

(1) 第1号は、液状の危険物を貯蔵又は取り扱う少量危険物貯蔵取扱所において、火災や危険物流出などの事故防止を図るために規定したものである。

規定上は危険物のくみ上げを規定しているが、油分離槽などに土砂などが堆積していれば、危険物があふれるおそれがあるため、危険物漏えいなど事故防止の観点から土砂などについても随時くみ上げる必要がある。

(2) 第2号は、危険物又は危険物のくずやかす等を廃棄する際の規定である。

「安全な場所」とは、火災予防上安全な場所をいい、「他に危害又は損害を及ぼすおそれのない方法」とは、下水、河川、土中等に投棄することなく、危険物の性質に応じ、焼却、中和又は希釈する等、他に人的又は物的損害を及ぼさない方法で処理する

ことをいうが、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）を遵守したうえで廃棄する必要性があることはいうまでもない。

- (3) 第3号は、危険物の性質に応じた遮光又は換気をするよう規定したものである。

温度又は湿度の変化による酸化又は分解等を防止するため、適正温度又は湿度を保つ必要があることから、遮光にあつては、直射日光に限らず、光をあてない措置を講じる必要があり、換気にあつては、換気設備により室内の空気を有効に置換するとともに、室温を上昇させないことや、換気口の前に換気機能を損なわせる物品を存置しない必要がある。

- (4) 第4号は、条例第33条の2第2項の規定により設置された温度測定装置や圧力計などの計器類を用いて、危険物の性質に応じた適正な温度、湿度又は圧力を保つように貯蔵、取扱いするよう規定したものである。

なお、その他の計器とは、液面計、流量計、回転計、電流計などがある。

- (5) 第5号は、危険物の変質や異物の混入等により危険性が増大しないよう必要な措置を講ずるよう規定しているとともに、万が一危険物の性質が変質した場合や異物が混入した場合には、それ以上危険物の危険性が増大しないように必要な措置を講ずることを規定したものである。

なお、「変質」とは、危険物の長期間にわたる貯蔵、温度変化等によるものをいい、「異物」とは、石、ガラス、薬品、他の危険物等で、当該危険物の貯蔵又は取扱いに伴って必然的に生じる物質以外のすべての物質をいう。

- (6) 第6号は、設備等を修理する際、残存している危険物を除去せずに行うと、火災などの事故に直結するため、残存している危険物を除去するとともに、安全な場所で行うよう規定したものである。

- (7) 第7号は、可燃性の液体、可燃性の蒸気若しくは可燃性のガスが漏れ、若しくは滞留するおそれのある場所又は可燃性の微粉が著しく浮遊するおそれのある場所では、防爆構造の電気機器や火花を発生しない防爆用安全工具を使用し、火気の発生するおそれのある機器や器具の使用はしないよう規定したものである。

- ① 「可燃性の蒸気」とは、ガソリン等の引火点40℃未満の危険物及び引火点40℃以上の危険物を引火点以上の状態で貯蔵し、又は取り扱う危険物から発生するものをいい、「可燃性のガス」とは、アセチレン、水素、液化石油ガス、都市ガス等をいう。

また、「可燃性の微粉」とは、マグネシウム、アルミニウム等の金属粉じん及び小麦粉、でん粉その他の可燃性粉じん、で、集積した状態又は浮遊した状態において着火したときに爆発するおそれがあるものをいう。

- ② 「場所」については、実態により判断するものとする。

- ③ 「完全に接続し」とは、接続器具、ねじ等を用いて堅固に、かつ、電氣的に確実

に接続し、接続点に張力が加わらない状態をいう。

- ④ 「火花を発生する機械器具」とは、溶接、グラインダー等の作業に伴い火花を発生するもの又は火花を発生する電気機器等をいう。ただし、防爆構造である電気機器等を除く。

- (8) 第8号は、危険物を保護液中に保存する場合、保護液から露出することによる危険物の危険性が増大しないよう規定したものである。

「保護液」とは、空気に接触させると著しく危険となる危険物を保護するための液であり、例えば、金属ナトリウムの場合のパラフィン、灯油、軽油が該当する。

- (9) 第9号は、接触又は混合により発火するおそれのある危険物と危険物、又はその他の物品を近接して置いた場合、地震等などによる接触や混合により火災などの事故が発生することを防止するため規定したものである。

「接触又は混合しないような措置」とは、棚、箱、間仕切り、区画、堤等によって明確に区分することをいう。

- (10) 第10号は、危険物を加熱し、又は乾燥する場合は局部的熱上昇を防止するための規定である。

「危険物の温度が局部的に上昇しない方法」とは、直火を用いない方法などがある。

- (11) 第11号は、危険物を詰め替える場合、屋内であれば不燃区画され、区画内に火源と認められるものが存在しない場所、屋外であれば火源等から安全と認められる距離を有している場所など防火上安全な場所で行わなければならないという規定である。
- (12) 第12号は、吹付塗装の作業する際は、引火点が低い溶剤を使用するため、防火上有効な隔壁で区画された場所などで行わなければならないという規定である。

「防火上有効な隔壁で区画された場所等安全な場所とは、次に掲げる場所がある。

- ① 屋外であって、火源等から安全と認められる距離を有している場所
- ② 屋内であって、火源等から安全と認められる距離を有しており、かつ、周囲の壁のうち2方向以上が開放されているか、又はそれと同等以上の通風、換気が行われている場所
- ③ 屋内の区画された場所であって、次の条件を満たすもの
- ア 隔壁は不燃材料で造られたもの又はこれと同等以上の防火性能を有する構造のものであること。
- イ 隔壁に開口部を設ける場合は、防火設備が設けられていること。
- ウ 当該区画された場所内に火源となるものが存在しないこと。
- ④ 屋内であって、有効な不燃性の塗装ブースが設けられており、かつ、当該塗装場所内に火源となるものが存在しない場所

- (13) 第13号は、焼入れ作業による焼入油の温度管理について規定したものである。

「危険物が危険な温度に達しない方法」とは、焼入油の容量を十分に取りする方法、循

環冷却装置を用いる方法、攪拌装置を用いる方法、冷却コイルを用いる方法などがある。

- (14) 第14号は、染色や洗浄の作業は、可燃性蒸気が滞留するおそれがあるため、ベンチレーターを設置して換気するなどの対策を施すとともに、廃液を放置せず容器に貯蔵することや流出防止のためのためすを設けるなどの措置をしなければならないということを規定したものである。

- (15) 第15号は、バーナーの逆火防止及びバーナーに使用する危険物の流出防止を規定したものである。

- ① 「バーナーの逆火防止方法」には、次の方法がある。

ア プレパージ

バーナーに点火する際、事前に燃焼室内に送風し、未燃焼ガスを除去する方法

イ ポストパージ

バーナーの燃焼を止めた後、ある一定時間送風を継続して、燃焼室内の未燃焼ガス等を除去する方法

- ② 「流出防止の方法」としては、次の方法がある。

ア 燃料をポンプで供給している場合の戻り管の設置

イ 炎監視装置によるバーナー不着火時における燃料供給停止装置による方法

- (16) 第16号は、危険物の運搬以外に、危険物を容器に収納する場合や詰め替える場合の容器について規定したものである。

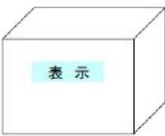
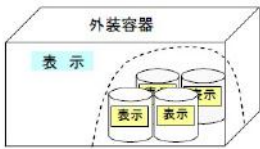
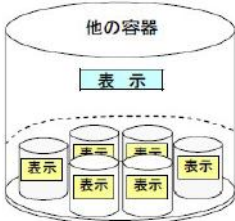
- ① イは、固体の危険物にあつては危省令別表第3、液体の危険物にあつては危省令別表第3の2に掲げる容器のうち、当該危険物に適応した容器又はこれと同等以上であると認められる容器（以下「内装容器等」という。）において収納し、又は詰め替えなければならない、更に、温度変化等により危険物が漏れないように容器を密封して収納しなければならないことを規定したものである。

「これと同等以上と認められる容器」とは、危告示第68条の2の2に掲げる容器をいう。

なお、危険物の運搬については、法第16条により、その容器、積載方法及び運搬方法について規定されている。

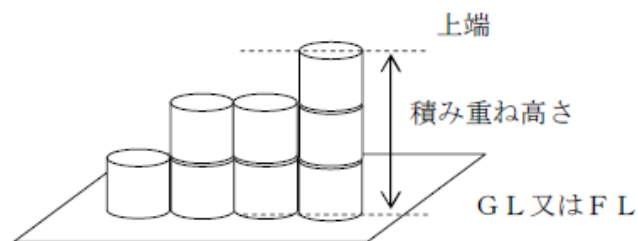
- ② ロは、前イの内装容器等の見やすい箇所に、危省令第39条の3第2項から第6項までの規定の例による表示をしなければならないことについて規定したものである。

<内装容器等の表示>

内装容器	
外装容器	
外装容器に内装容器が収納されている場合	
内装容器が他の容器に収納されている場合	

- (17) 第17号は、危険物を収納した容器を積み重ねて貯蔵する場合について規定したものである。

なお、「高さ」とは、地盤面又は床面から容器の上端までの高さをいう。



2 第2項

- (1) 第1号は、危険物を貯蔵し、又は取り扱う場所には、見やすい箇所に標識及び揭示板を設けるよう規定したものである。

「標識及び揭示板」は、 条例規則別表によるほか、次のとおりとする。

- ① 出入口付近等の外部から見やすい位置に設ける。
- ② 材質は、耐候性、耐久性があるものとし、また、その文字は、雨水等により容易

に汚損したり消えたりすることがないものとする。

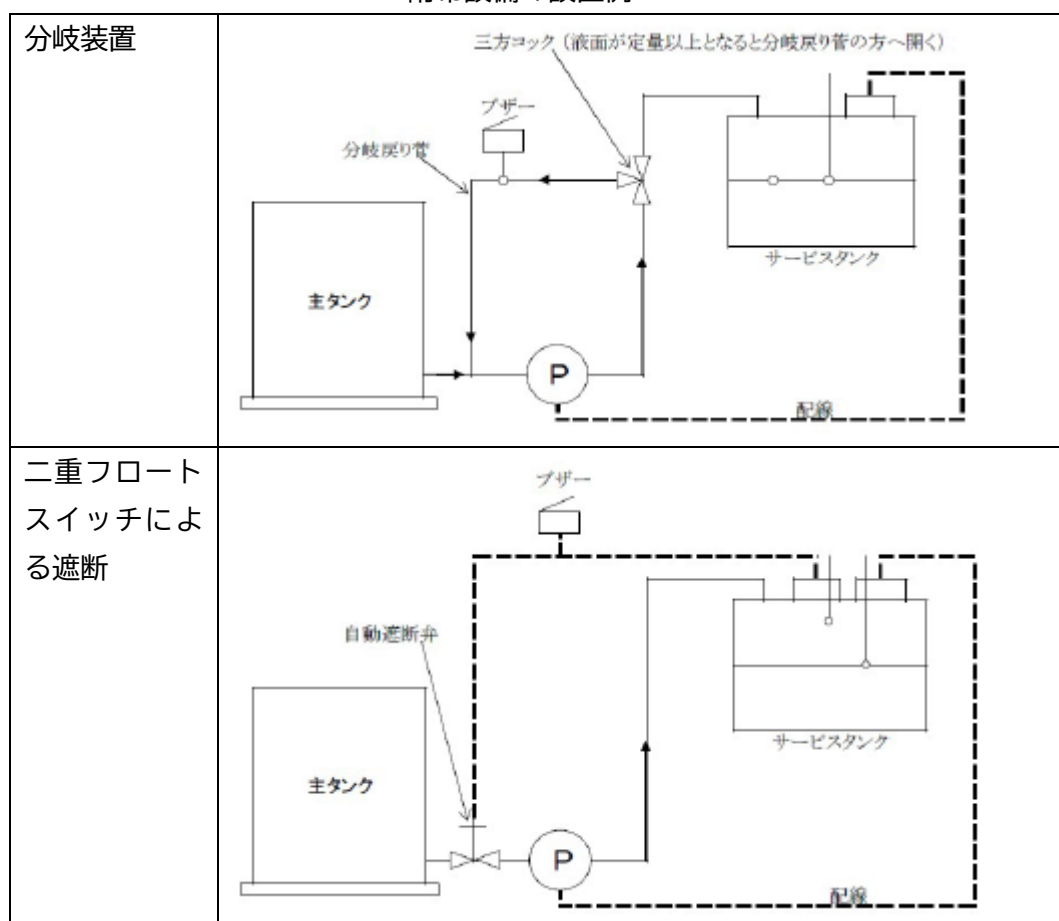
③ 移動タンクの標識は、車両の前後から確認できる見やすい位置に設ける。

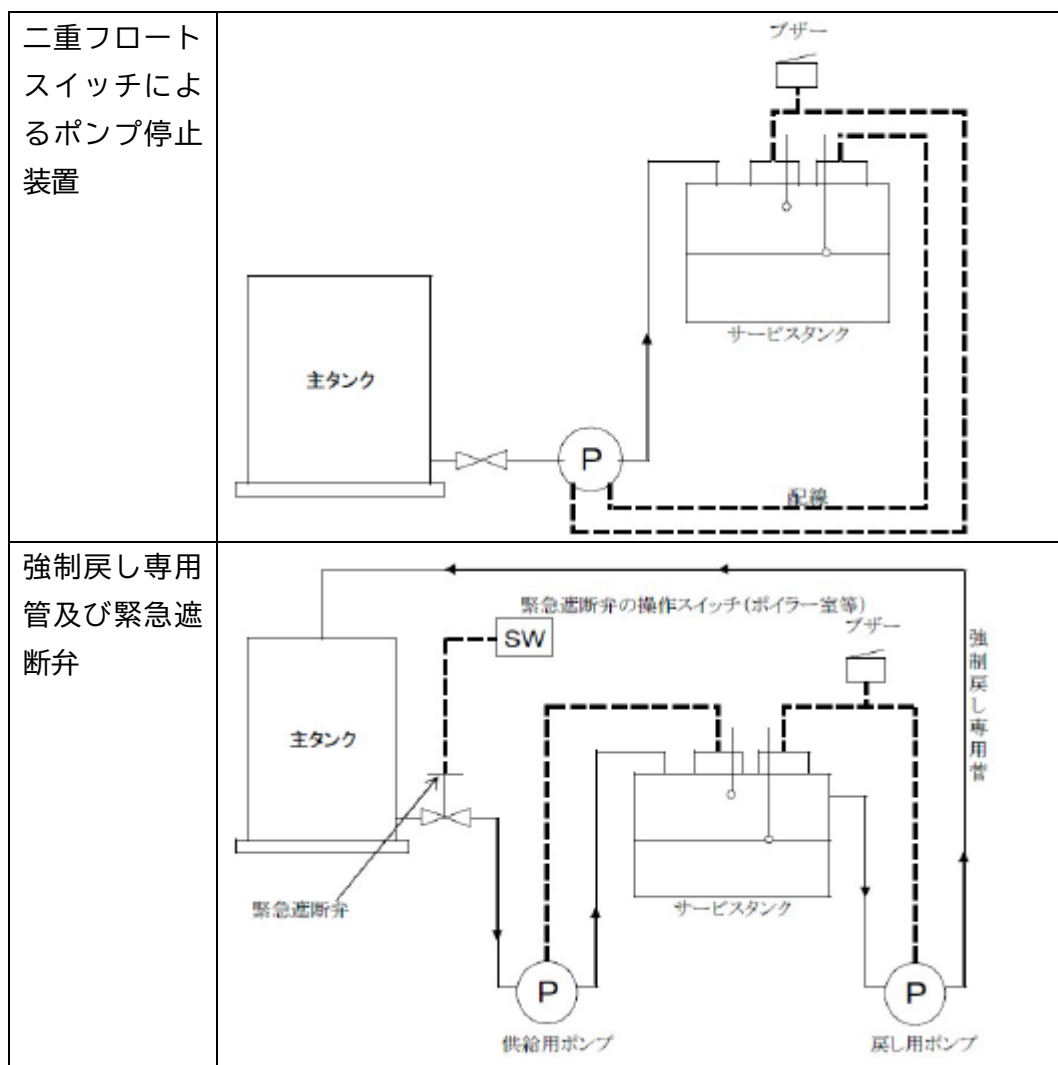
(2) 第2号は、危険物を取り扱う機械器具その他の設備について、危険物の漏れ、あふれ、又は飛散を防止する構造とし、又は、当該設備に危険物の漏れ、あふれ、又は飛散による災害を防止するための附帯設備を設けることを規定したものである。

① 「危険物の漏れ、あふれ、又は飛散を防止する構造」とは、通常の使用に対して、十分余裕を持った容量、強度、性能等を有するように設計されているもの等が該当する。

② 「危険物のもれ、あふれ又は飛散による災害を防止するための附帯設備」とは、タンク類、ポンプ類などに設けるオーバーフロー管や戻り管、混合装置や攪拌装置に設ける飛散防止用の覆い、受け皿、囲い、逆止弁などが該当する。

<附帯設備の設置例>





(3) 第3号は、危険物を加熱や冷却することにより、又は混合などの取り扱いにより温度変化が起こる設備には、温度測定装置を設けるよう規定したものである。

「温度測定装置」は、危険物を取り扱う設備の種類、危険物の貯蔵、取扱い形態、危険物の物性及び測定温度範囲等を十分に考慮し、安全で、かつ、温度変化を正確に把握できるものでなければならない。

(4) 第4号は、危険物を加熱し、又は乾燥する設備は直火を用いない構造とするよう規定したものであるが、これらの設備が安全な場所に設けられているとき、又は火災を防止するための附帯設備が設けられているときは、直火を用いた設備とすることができる。

① 「防火上安全な場所」とは、直火の設備が危険物を取り扱う場所と防火的に区画されている場所をいう。

② 「火災を防止するための附帯設備」とは、次の例がある。

ア 危険物の温度を自動的に当該危険物の引火点以下に制御できる装置又は機構

イ 引火又は着火を防止できる装置又は機構

ウ 局部的に危険温度に加熱されることを防止する装置又は機構

- (5) 第5号は、圧力の上昇による危険物の噴出、設備の爆発等を防止するための規定であり、圧力計及び自動的に圧力の上昇を停止させる装置や減圧弁などの有効な安全装置を設けるものとされている。

なお、安全装置の圧力放出口は、安全装置が作動した場合に可燃性蒸気などが噴出するおそれがあるため、通風がよく周囲に火源が存在しない場所を選定して設置する必要がある。

- (6) 第6号は、引火性の熱媒体を使用した設備について、その各部分から熱媒体又はその蒸気が漏れない構造とするよう規定していたものであり、当該設備に設ける安全装置は、熱媒体又はその蒸気を火災予防上安全な場所に導く構造とするよう規定したものである。

「熱媒体又はその蒸気を火災予防上安全な場所に導く構造」とは、熱媒体又はその蒸気がそのまま噴出しないよう当該安全装置から配管等で冷却装置や予備タンク等に導く構造とすることをいう。

- (7) 第7号において、電気工作物に係る法令の規定とは、電気設備に関する技術基準を定める省令（平成9年通商産業省令第52号）等をいうものであり、指定数量の5分の1以上指定数量未満の危険物を貯蔵し、又は取り扱う場合においても電気設備については電気工作物に係る法令の規定に従った予防対策が重要であることから、これについて明確に規定したものである。

防爆構造の適用範囲の例は次に示す場合などがある。

ア 引火点が40℃未満の危険物を貯蔵し、又は取り扱う場合

イ 引火点が40℃以上の危険物を引火点以上の状態で貯蔵し、又は取り扱う場合

ウ 可燃性微粉（危険物、非危険物を問わない。）が滞留するおそれのある場合

- (8) 第8号は、静電気が発生するおそれのある設備に蓄積される静電気について、有効に除去する装置を設けるよう規定したものである。

① 「静電気が発生するおそれのある設備」とは、特殊引火物、第1石油類、第2石油類及び導電率が10～8 S/m（ジーメンズ／メートル）以下の危険物を取り扱う設備をいう。

② 「静電気を有効に除去する装置」は、次に掲げるとおりとする。

ア 接地抵抗値が、概ね1,000Ω以下となるように設けること。

イ 接地端子と接地導線との接続は、ハンダ付け等により完全に接続すること。

ウ 接地線は、機械的に十分な強度を有する太さとすること。

エ 接地端子は、危険物を取り扱う設備の接地導線と確実に接地できる構造とし、
取付箇所は、引火性危険物の蒸気が漏れ又は滞留するおそれのある場所以外の箇

所とすること。

オ 接地端子の材質は、導電性のよい金属（銅、アルミニウム等）を用いること。

カ 接地導線は、良導体の導線を用い、ビニル等の絶縁材料で被覆し、又はこれと同等以上の導電性、絶縁性及び損傷に対する強度を有するものとする。

キ 空気をイオン化させる方法、湿度を増加させる方法その他前号までに掲げるものと同等以上と認める静電気除去性能を有する方法とすること。

(9) 第9号は、危険物を取り扱う配管の材質、強度、設置方法、防食等について規定したものである。

① 「水以外の不燃性の液体」とは、水系の不凍液等をいう。「不燃性の気体」とは、窒素ガス等をいう。

② 配管の材質について、「設置される条件及び使用される状況に照らして十分な強度を有するもの」とは、次に掲げるとおりである。

<配管材料>

規格	名称	記号
J I S G	3 1 0 1 一般構造用圧延鋼材	S S
	3 1 0 3 ボイラ及び圧力容器用炭素鋼及びモリブデン鋼鋼板	S B
	3 1 0 6 溶接構造用圧延鋼材	S M
	3 4 5 2 配管用炭素鋼鋼管	S G P
	3 4 5 4 圧力配管用炭素鋼鋼管	S T P G
	3 4 5 5 高圧配管用炭素鋼鋼管	S T S
	3 4 5 6 高温配管用炭素鋼鋼管	S T P T
	3 4 5 7 配管用アーク溶接炭素鋼鋼管	S T P Y
	3 4 5 8 配管用合金鋼鋼管	S T P A
	3 4 5 9 配管用ステンレス鋼管	S U S - T P
	3 4 6 0 低温配管用鋼管	S T P L
	4 3 0 4 熱間圧延ステンレス鋼版	S U S - H P
	4 3 0 5 冷間圧延ステンレス鋼版	S U S - C P
	4 3 1 2 耐熱鋼板	S U H - P

J I S H 3300	銅及び銅合金継目無管	C-T C-TS C-TW C-TWS
3320	銅及び銅合金溶接管	A-TES A-TD A-TDS A-TW A-TWS
4080	アルミニウム及びアルミニウム合金継目無管	TTP
4090	アルミニウム及びアルミニウム合金溶接管	
4630	チタン及びチタン合金の継目無管	
J P I 7S-14	石油工業配管 アーク溶接炭素鋼鋼管	PSW
A P I 5L 5LX	L I N E P I P E H I G H T E S T L I N E P I P E	5L 5LX

※ J P I : 日本石油学会の規格 A P I : 米国石油学会の規格

③ 合成樹脂製のものである場合は、原則として危険物保安技術協会の性能評価を受けたものとし、性能評価書を確認すること。

④ 強化プラスチック製（以下「FRP配管」という。）のものである場合は、次のとおりとする。

ア 設置場所

- (7) 火災等の熱により悪影響を受けるおそれのないよう地下に直接埋設すること。
- (4) 蓋を鋼製、コンクリート製又はこれらと同等以上と認められる不燃材料で区画した地下ピットに設けることができる。ただし、自動車等が通行するおそれのある場所に蓋を設ける場合は、十分な強度を有するものとする。

イ 取り扱うことができる危険物

- (7) J I S K 2202 自動車用ガソリン
- (4) J I S K 2203 灯油
- (9) J I S K 2204 軽油
- (1) J I S K 2205 重油
- (7) その他配管を容易に劣化させるおそれがないもの

ウ 配管・継手の材質等は、次のとおりとする。

- (7) FRP配管は、J I S K 7013「繊維強化プラスチック管」附属書2「石油製品搬送用繊維強化プラスチック管」に適合又は相当する呼び径100A以下のものとする。

- (4) 継手は、J I S K 7014「繊維強化プラスチック管継手」附属書2「石油製品搬送用繊維強化プラスチック管継手」に適合又は相当するものとする。

エ 接続方法は、次のとおりとする。

- (7) F R P配管相互の接続は、J I S K 7014「繊維強化プラスチック管継手」附属書3「繊維強化プラスチック管継手の接合」に規定する接着剤とガラステープを用いる突き合せ接合、テーパースocketを用いる重ね合せ接合又はフランジを用いるフランジ継手による接合とする。

※ 突き合せ接合は、重ね合せ接合又はフランジ継手による接合に比べて高度の技術を要することから、突き合せ接合でしか施工できない箇所以外の箇所については、重ね合せ接合又はフランジ継手とするよう指導すること。◆

- (4) F R P配管と金属製配管との接続は、原則としてフランジ継手による接合とする。ただし、接合部分の漏えいを目視により確認できる措置を講じた場合には、トランジション継手による重ね合せ接合とすることができる。

この場合、危険物保安技術協会の性能評価を受けたF R P用トランジション継手については、接合部分の漏えいを目視により確認できる措置を講じないことができる。

- (7) 接合に使用する接着剤は、F R P配管の製造会社により異なることから、製造会社が指定するものであることを確認する。

また、突き合せ接合には、接合部分の強度を保持させるため、ガラステープ（幅75mm）を巻く場合には、呼び径が50A以下のものは概ね15巻き、呼び径が50Aを超えるものは概ね18巻きとする。

- (1) 突き合せ接合に使用する接着剤は、メーカーが指定するものであることを確認とする。

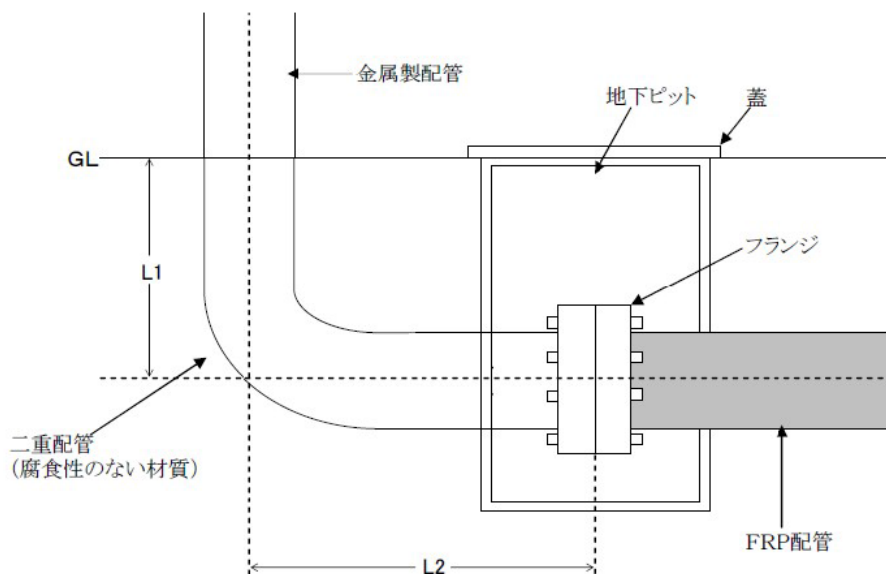
また、接合部分に必要な強度を保持させることから、ガラステープ（幅75mm）は呼び径が50A以下のものは概ね15巻き、呼び径が50Aを超えるものは概ね18巻きとする。

- (7) 突き合せ接合又は重ね合せ接合は、条例第33条の2第2項第9号ホに規定する「溶接その他危険物の漏えいのおそれがないと認められる方法により接合されたもの」に該当するものであるが、フランジ継手による接合は、当該事項に該当しないものであり、接合部分からの危険物の漏えいを点検するため、地下ピット内に設けること。

- (7) 地上に露出した金属性配管と地下に埋設されたF R P配管を接続する場合には、次のいずれかの方法による。ただし、前(4)の規定のとおり、危険物保安技術協会の性能評価を受けたF R P用トランジション継手とする場合は、地下ピットを設ける必要はない。

- a 金属製配管について、地盤面からの埋設配管長を65cm以上とり、地下ピット内でFRP配管に接続する。

<地下ピット内の接続例>



※ $L1 + L2 \geq 65 \text{ cm}$ とすること。

- b 金属性配管について、耐火板により地上部と区画した地下ピット内において耐火板から120mm以上離れた位置でFRP配管に接続する。

なお、施工にあたっては、次の点に留意すること。

- (a) 地上部と地下ピットを区画する耐火板は次表に掲げるもの又はこれらと同等以上の性能を有するものとする。

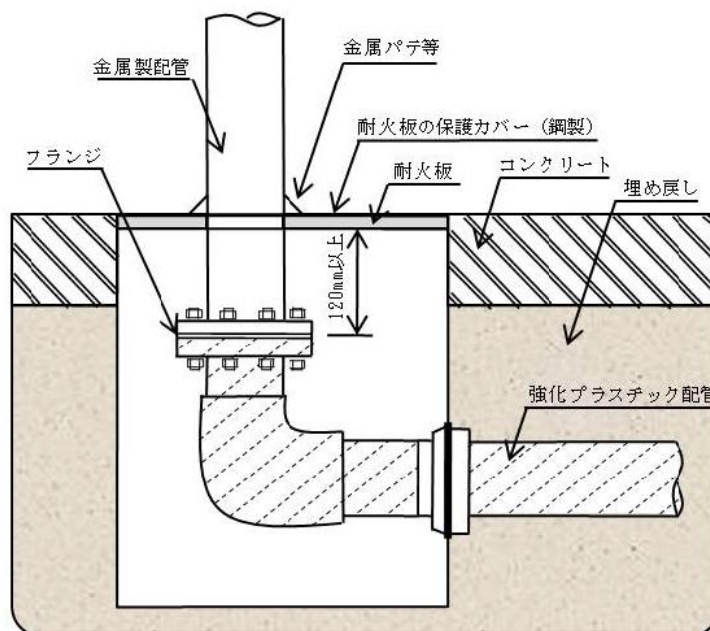
<耐火板の種類と必要な厚さ>

耐火板の種類	規格	必要な厚さ
けい酸カルシウム板	JIS A 5430「繊維強化セメント板」 表1「0.5けい酸カルシウム板」	25mm以上
せっこうボード	JIS A 6901「せっこうボード製品」 表1「せっこうボード」	34mm以上
ALC板	JIS A 5416「軽量気泡コンクリートパネル」	30mm以上

- (b) 耐火板の金属製配管貫通部の隙間を金属パテ等で埋めること。
- (c) 耐火板は、火災発生時の消火作業による急激な温度変化により損傷することを防止するため及び踏み抜き等の防止のため、鋼製の板等によりカバーを設けること。
- (d) 耐火板を屋外で常に風雨にさらされているような場所に設置する場合は、耐候性のものを使用するか、外部環境により劣化しないように措置した上で

設置すること。

<金属製配管とFRP配管の接続例>



- (4) FRP配管と他の機器との接続部分において、FRP配管の曲げ可とう性が地盤変位等に対して十分な変位追従性を有さず、FRP配管が損傷するおそれがある場合には、FRP配管と他の機器との間に金属製の可とう管を設けるよう指導すること。◆

ただし、当該可とう管は、金属製配管ではなく機器の部品の一部として取り扱うものとし、フランジ継手による接合以外の接合方法を用いることができる。

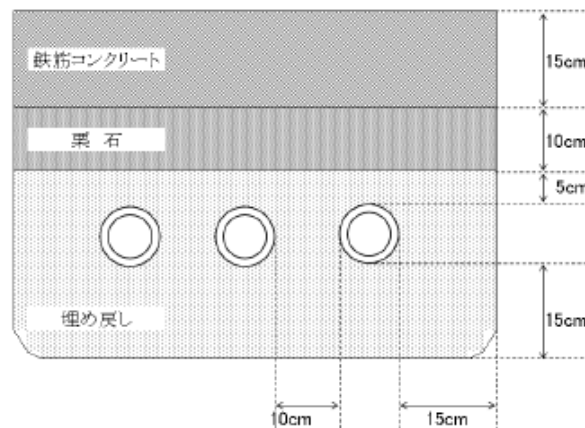
- (5) FRP配管に附属するバルブ、ストレーナー等の重量物は、直接FRP配管が支えない構造とする。
- (6) 施工者及び施工管理者について、強化プラスチック成形技能士の資格を証明する写し又は強化プラスチック管継手接合技能講習会修了書の写しのいずれかにより確認すること。

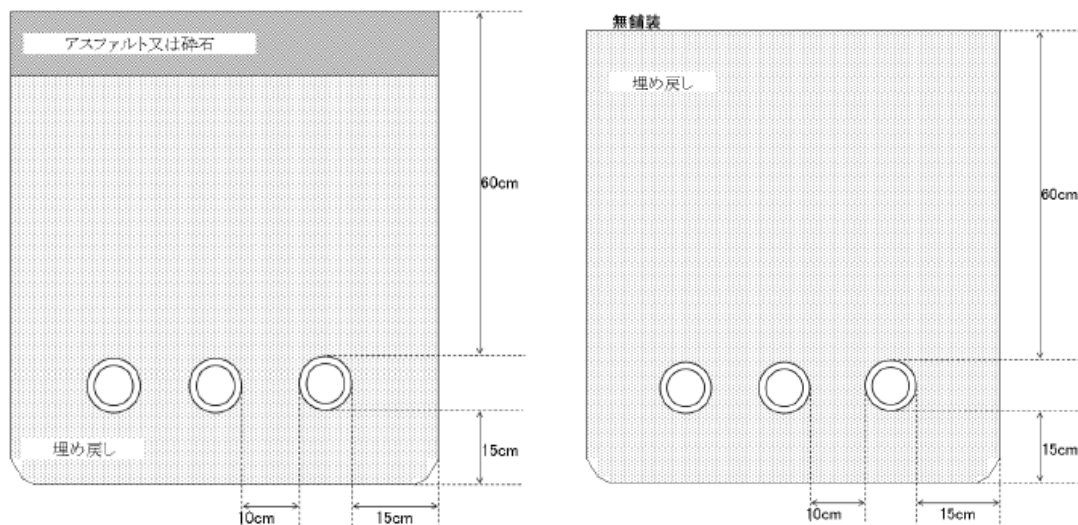
オ 埋設方法は次のとおりとする。

- (7) FRP配管の埋設深さ（地盤面から配管の上面までの深さをいう。）は、次のいずれかによる。
- a 地盤面を無舗装、碎石敷き又はアスファルト舗装とする場合には、60cm以上の埋設深さとする。なお、アスファルト舗装層の厚さを増しても、埋設深さは60cm未満とすることはできない。
- b 地盤面を厚さ15cm以上の鉄筋コンクリート舗装する場合には、30cm以上の埋設深さとする。

- (イ) 掘削面に厚さ15cm以上の山砂又は6号砕石等(単粒度砕石6号又は3～20mmの砕石(砂利を含む。))をいう。)を敷き詰め、十分な支持力を有するよう小型ビブロプレート、タンパー等により均一に締め固める。
- (ロ) FRP配管を並行して設ける場合又はFRP配管と金属製配管とを並行して設ける場合には、相互に10cm以上の間隔を確保する。
- (ハ) FRP配管を他の配管(FRP配管を含む。)と交差させる場合には、3cm以上の離隔距離をとる。
- (ニ) FRP配管を敷設して舗装等の構造の下面に至るまで山砂又は6号砕石等で埋め戻した後、小型ビブロプレート、タンパー等により締め固め、舗装等の構造の下面とFRP配管との厚さを5cm以上とする。
- (ホ) FRP配管は、施工時に50kPaに、敷設後に350kPaに加圧(加圧のFRP配管は、最大常用圧力の1.5倍の圧力とする。)し、漏れを確認する。
- (ヘ) FRP配管を埋設する場合には、応力集中等を避けるため次による措置を講じること。
 - a FRP配管には、枕木等の支持材を用いない。
 - b FRP配管を埋設する際に芯出しに用いた仮設材は、埋設前に撤去する。
 - c FRP配管がコンクリート構造物等と接触するおそれがある部分は、FRP配管にゴム等の緩衝材を巻いて保護する。

<配管の埋設構造の例>





- ⑤ 可動部分に高圧ゴムホースを用いる場合は、使用場所周囲の温度又は火気の状況、ゴムホースの耐油、耐圧性能、点検の頻度等を総合的に判断し、安全性が確認できる場合に限って認めることができる。
- ⑥ 水圧試験は、次のとおりとする。
- ア 原則として配管をタンク等へ接続した状態で行う。ただし、タンク等へ圧力をかけることができない場合にあっては、その接続部直近で閉鎖して行う。
- イ 自然流下により危険物を送る配管にあっては、最大背圧を最大常用圧力とみなして行う。
- ウ 配管の継手の種別にかかわらず、危険物が通過し、又は滞留する全ての配管について行う。
- ⑦ 配管の防食方法は、次のとおりとする。
- ア 地上に設置する配管の腐食を防止するための措置は、さび止め塗装による。
ただし、銅管、ステンレス鋼管、亜鉛メッキ鋼管等の腐食するおそれのないものは、さび止め塗装を要しない。
- イ 地下に設置する配管の腐食を防止するための措置は、次の塗覆装又はコーティング方法による。ただし、合成樹脂製フレキシブル配管、強化プラスチック製配管等の腐食するおそれがないものは、塗覆装又はコーティングを要しない。
なお、容易に点検できるピット内（ピット内に流入する土砂、水等により腐食するものを除く。）の配管、あるいは配管を建築物内等の地下に設置する場合で、埋設されるおそれがなく、かつ、容易に点検できるものは、前アによることができる。

(7) 塗覆装

J I S G 3491 水道用鋼管アスファルト塗覆装方法 (危告示第3条)	配管の表面処理後、アスファルトプライマー (70~110 g/m ²) を均一に塗装し、さらに石油系ブローンアスファルト又はアスファルトエナメルを加熱溶融して塗装した上からアスファルトを含浸した覆装材 (ヘッシェクロス、ビニロンクロス、ガラスクロス) を巻きつける。塗覆装の最小厚さは1回塗り1回巻きで3.0mmとする。
J I S G 3492 水道用鋼管コールタールエナメル塗覆装方法 (危告示第3条)	配管の表面処理後、コールタールプライマー (70~110 g/m ²) を均一に塗装し、次いで溶融したコールタールエナメルを塗装後、さらにエナメルを含浸した覆装材を巻きつける。塗覆装の最小厚さは1回塗り1回巻きで3.0mmとする。
ペトロラタム含浸テープ被覆 (昭和54年3月12日消防危第27号)	配管にペトロラタムを含浸したテープを厚さ2.2mm以上となるよう密着して巻きつけ、その上に接着性ビニルテープを0.4mm以上巻きつけて保護したもの。
タールエポキシ樹脂被覆鋼管 (昭和52年4月6日消防危第62号)	タールエポキシ樹脂を配管外面に0.45mm以上の塗膜厚さで塗覆したもの。
J I S G 3469 ポリエチレン被覆鋼管 (危告示第3条の2)	口径15A~90Aの配管にポリエチレンを1.5mm以上の厚さで被覆したもの。接着剤はゴム、アスファルト系及び樹脂を成分としたもの。被覆用ポリエチレンはエチレンを主体とした重合体で微量の滑剤、酸化防止剤を加えたもの。
ナイロン12樹脂被覆鋼管 (昭和58年11月14日消防危第115号)	口径15A~100Aの配管にナイロン12を0.6mm以上の厚さで粉体塗装したもの。
硬質塩化ビニルライニング鋼管 (昭和53年5月25日消防危第69号)	口径15A~200A配管にポリエステル系接着剤を塗布し、その上に硬質塩化ビニル (厚さ2.0mm) を被覆したもの。
ポリエチレン熱収縮チューブ (昭和55年4月10日消防危第49号)	ポリエチレンチューブを配管に被覆した後、バーナー等で加熱し、2.5mm以上の厚さで均一に収縮密着したもの。

ウ 電気的腐食のおそれのある場所に設置する配管にあつては、次のいずれかの電気防食とする。

(7) 流電陽極方式

流電陽極方式による陽極は、土壌の比抵抗の比較的高い場所ではマグネシウムを、土壌の比抵抗が低い場所ではマグネシウム、亜鉛又はアルミニウムを使用する。

(4) 外部電源方式

外部電源方式による不溶性電極は、高珪素鉄、磁性酸化鉄、黒鉛等を使用する。

(7) 選択排流方式

配管等における排流ターミナルの取付け位置は、排流効果の最も大きな箇所とする。

エ 流電陽極方式及び外部電源方式は、次により設ける。

(7) 陽極及び不溶性電極の位置は、防食対象物の規模及び設置場所における土壌の比抵抗等周囲環境を考慮し、地下水位以下の位置、地表面近くの位置等において均一な防食電流が得られるよう配置する。

(4) リード線に外部からの損傷を受けるおそれのある場合は、鋼管等で保護する。

(7) 電位測定端子は、概ね200m(200m未満の場合は一箇所)ごとに設ける。

(1) 防食対象物と他の工作物とは、電気的に絶縁する。

オ 危告示第4条第1号の「過防食による悪影響を生じない範囲内」とは、配管(鋼管)の対地平均電位が-2.0Vより負とならない範囲をいう。

⑧ 「漏えいを容易に点検することができる措置」は、次に掲げる方法がある。

ア 次の基準を満たすコンクリート造等のふたのある箱を設ける方法

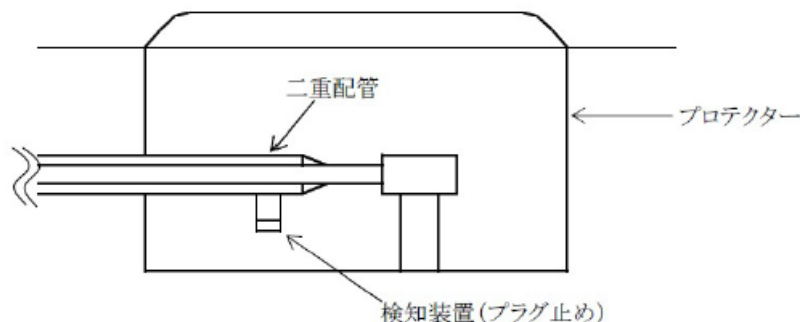
(7) 25cm以上の円が内接することができる大きさであること。

(4) 点検が十分にできる深さを有すること。

(7) 漏れた危険物が地下に浸透しない措置が講じられていること。

イ 地下埋設配管を二重配管とし、検知装置を設ける方法

＜地下埋設配管を二重配管とし、検知装置を設ける方法の例＞



- ⑨ 「上部の地盤面にかかる重量が当該配管にかからないように保護する」とは、配管をコンクリート等のピットに設置する等の措置がある。

第33条の3 (指定数量の5分の1以上指定数量未満の危険物を屋外において貯蔵し、又は取り扱う場所の技術上の基準)

第33条の3 指定数量の5分の1以上指定数量未満の危険物を屋外において架台で貯蔵する場合には、高さ6メートルを超えて危険物を収納した容器を貯蔵してはならない。

2 指定数量の5分の1以上指定数量未満の危険物を屋外において貯蔵し、又は取り扱う場所の位置、構造及び設備の技術上の基準は、次のとおりとする。

- 一 危険物を貯蔵し、又は取り扱う屋外の場所（移動タンクを除く。）の周囲には、容器等の種類及び貯蔵し、又は取り扱う数量に応じ、次の表に掲げる幅の空地を保有するか、又は防火上有効な塀を設けること。ただし、開口部のない防火構造（建築基準法第2条第8号に規定する防火構造をいう。以下同じ。）の壁又は不燃材料で造つた壁に面するときは、この限りでない。

容器等の種類	貯蔵し、又は取り扱う数量	空地の幅
タンク又は金属製容器	指定数量の2分の1以上指定数量未満	1メートル以上
その他の場合	指定数量の5分の1以上2分の1未満	1メートル以上
	指定数量の2分の1以上指定数量未満	2メートル以上

- 二 液状の危険物を取り扱う設備（タンクを除く。）には、その直下の地盤面の周囲に囲いを設け、又は危険物の流出防止にこれと同等以上の効果があると認められる措置を講ずるとともに、当該地盤面は、コンクリートその他危険物が浸透しない材料で覆い、かつ、適当な傾斜及びためます又は油分離装置を設けること。

- 三 危険物を収納した容器を架台で貯蔵する場合には、架台は不燃材料で堅固に造ること。

【解釈及び運用】

1 第1項

少量危険物を屋外において架台で貯蔵する場合について規定している。

なお、「高さ」とは、地盤面又は床面から容器の上端までの高さをいう。

2 第2項

少量危険物を屋外において貯蔵し、又は取り扱う場所について規定している。

- (1) 第1号においては、次のとおりとする。

- ①「空地を保有する」場合とは、次のとおりとする。

ア 危険物を取り扱うタンク、設備、装置等（危険物を取り扱う配管その他これに準ずる工作物を除く。）は、当該設備等を水平投影した外側を基点として必要な幅を保有すること。

なお、同一敷地内において、2以上の少量危険物貯蔵取扱所を隣接して設置する場合の相互間は、それぞれ保有すべき空地のうち大きな幅の空地のみを保有すれば足りる。

イ 容器、設備等で貯蔵し、又は取り扱う場合（タンクを除く。）には、その周囲に排水溝、柵等で境界を明示し、この境界を基点として必要な幅を保有すること。

なお、境界の明示には、地盤面にタイル、テープ、塗料等で線を引いたものも含まれる。

ウ 地盤は平坦（流出防止措置部分を除く。）であり、かつ、軟弱でないこと。

エ 原則として、空地内には延焼の媒体となるもの、初期消火活動に支障となるのは設けないこと。

※ 保有空地内に植栽する場合は、平成8年消防危第27号通知「保有空地内の植栽に係る運用について」を参考として指導すること。◆

オ 第2類の危険物のうち、硫黄又は硫黄のみを含有するものを貯蔵し、又は取り扱う場合は、その空地の幅を2分の1まで緩和できる。

カ 設置場所が河川に面する等、立地条件が防火上安全である場合は、空地の幅を緩和できる。

② 「防火上有効な塀」は、次のとおりとする。

ア 不燃材料で造られたものであり、かつ、災害が発生した場合に他にその被害を及ぼすことのないものであること。

イ 高さは1.5m以上とすること。ただし、少量危険物貯蔵取扱所の高さが1.5mを超えるものである場合は、当該施設の高さ以上とすること。

ウ 幅は、空地を保有することができない部分を遮へいできる範囲以上とすること。

エ 構造は、風圧力及び地震等動により容易に倒壊、破損等しないものであること。

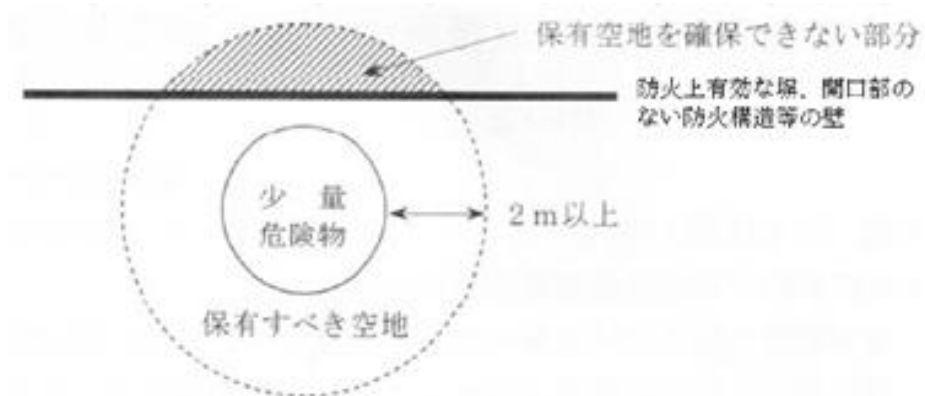
③ 「開口部のない防火構造の壁又は不燃材料で造った壁」は次による。

ア 高さは、地盤面から当該施設が面する階までの高さであること。

イ 幅は、空地を保有することができない部分を遮へいできる範囲以上とすること。

ウ 庇を設ける場合は、当該壁と同等以上の防火性能を有すること。

＜防火上有効な塀、開口部のない防火構造等の壁の例＞



(2) 第2号においては、次のとおりとする。

① 「危険物の流出防止にこれと同等以上の効果があると認められる措置」は、次のいずれかの方法とする。

ア 危険物を取り扱う設備の周囲の地盤面に排水溝等を設ける方法

イ 危険物を取り扱う設備の架台に有効なせき又は囲いを設ける方法

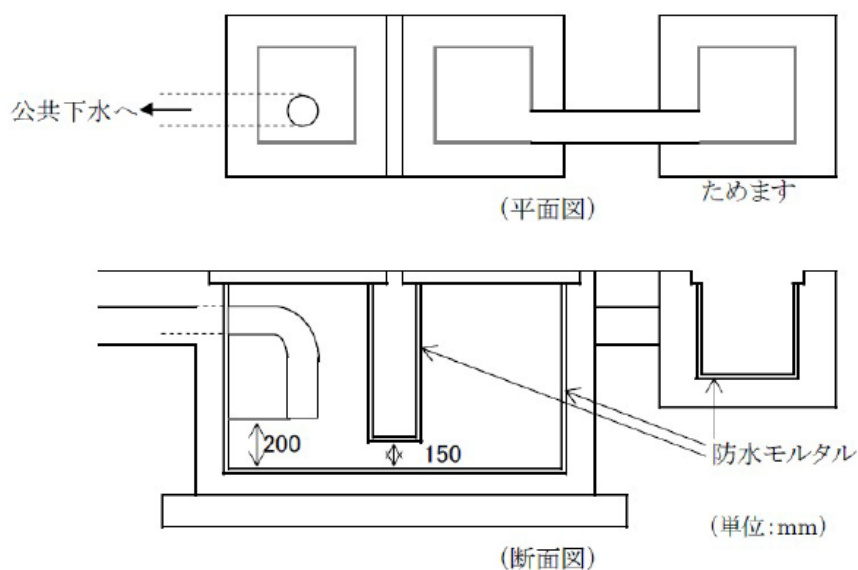
ウ パッケージの形態を有し、危険物の流出防止に同等の効果が認められる方法

② 「危険物が浸透しない材料で覆い」は、コンクリート、金属板等で造られたもの等とし、その範囲は、しきい又はせきにより囲まれた部分とする。

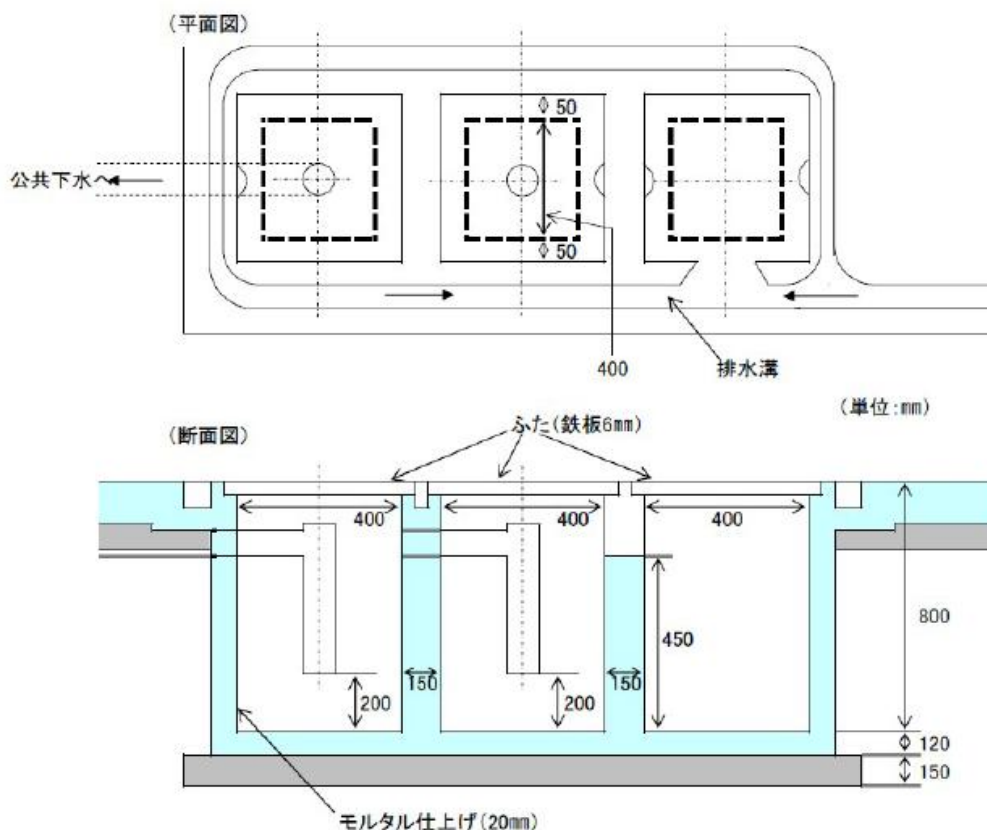
③ 「ためます又は油分離装置」は、次の例があり、流出防止に有効な容量を有するものである。

なお、次の例は、ためますと油分離装置の両方を設置する場合の例であり、規定のとおりためます又は油分離装置のいずれかを設ける方法でも差し支えない。

ア ためますと油分離装置が別々の場合



イ ためますを含めた油分離装置の場合



(3) 第3号において、「架台（棚を含む）」は、架台の自重及び危険物の荷重に対して十分な強度を有するものとし、地震動等により容易に転倒しないよう、堅固な基礎、床面又は壁面に固定する。

また、架台には、危険物を収納した容器が容易に転倒、落下及び破損しない措置を講じる必要がある。

第33条の3の2 （指定数量の5分の1以上指定数量未満の危険物を屋内において貯蔵し、又は取り扱う場所の技術上の基準）

第33条の3の2 指定数量の5分の1以上指定数量未満の危険物を屋内において貯蔵し、又は取り扱う場所の位置、構造及び設備の技術上の基準は、次のとおりとする。

- 一 壁、柱、床及び天井は、不燃材料で造られ、又は覆われたものであること。
- 二 窓及び出入口には、防火戸を設けること。
- 三 液状の危険物を貯蔵し、又は取り扱う床は、危険物が浸透しない構造とするとともに、適当な傾斜をつけ、かつ、ためますを設けること。
- 四 架台を設ける場合は、架台は不燃材料で堅固に造ること。
- 五 危険物を貯蔵し、又は取り扱うために必要な採光、照明及び換気の設備を設けるこ

と。

六 可燃物の蒸気又は可燃性の微粉が滞留するおそれのある場合は、その蒸気又は微粉を屋外の高所に排出する設備を設けること。

【解釈及び運用】

1 室の構造

(1) 構造規制を受ける範囲は、原則として室内全体（保有空地を設ける場合を含む。）である。

なお、天井のない室にあっては、屋根も含むものである。

(2) 壁は、間仕切り壁を含むものである。

2 第2号において、室の内部に間仕切り壁を設け、当該壁に開口部を設ける場合には、防火戸としないことができる。

3 第3号において、「危険物が浸透しない構造」は、コンクリート、金属板で造られたものの等であること。

また、「適当な傾斜をつけ、かつ、ためますを設ける」とは、壁、せき、排水溝等と組み合わせて、漏れた危険物を容易に回収できるものとする。

なお、大学、研究所その他これらに類する施設における実験室、研究室等についても、危険物の浸透防止、傾斜、ためますを設けることが必要であるが、実験室等から規制範囲外へ危険物が流出するおそれがないと認められる場合は、傾斜及びためますの設置を緩和して支障ない。

4 第4号において、「架台（棚を含む。）」は、架台の自重及び危険物の荷重に対して十分な強度を有するものとし、地震動等により容易に転倒しないよう、堅固な基礎、床面又は壁面に固定すること。

また、架台には、危険物を収納した容器が容易に転倒、落下及び破損しない措置を講じること。

5 第5号において、「必要な採光、照明の設備」は、次のとおりとする。

(1) 照明設備が設置され、十分な照度を確保している場合にあっては、採光を設けないことができる。

(2) 危険物の取扱いが昼間のみに行われ、天候に関わらず出入口又は窓等により十分に採光がとれる場合は、照明設備を設けないことができる。

(3) 「必要な換気設備」は、次に掲げるものとし、室内の空気を有効に置換し、温度、湿度を適正に保つことができるものである。

<自然換気設備の例>



- ① 自然換気設備（給気口と排気口により構成されるもの等）
- ② 強制換気設備（給気口と回転式又は固定式ベンチレーターにより構成されるもの等）
- ③ 自動強制換気設備（給気口と自動強制排風機により構成されるもの等）

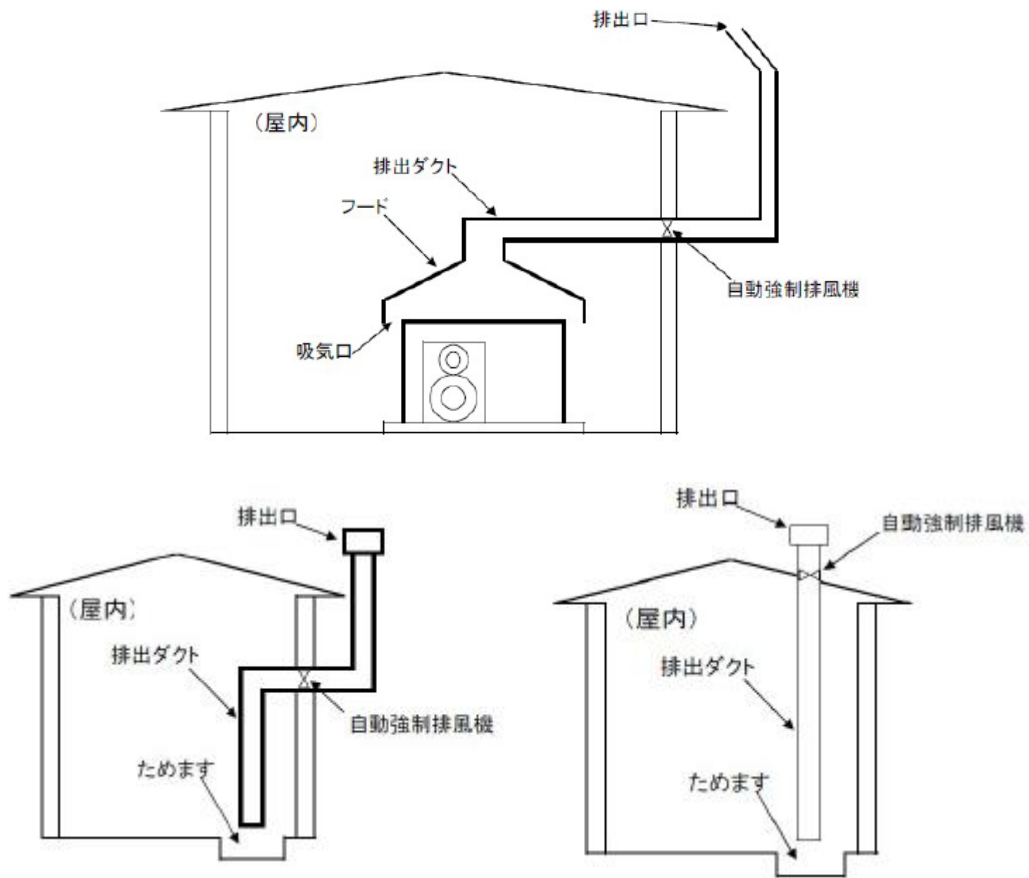
※ 第6号に規定する強制排出設備又は自動強制排出設備により、室内の空気を有効に置換することができ、かつ、室温が上昇するおそれのない場合は、換気設備を併設する必要はない。

※ 耐火構造としなければならない壁又は危険物を貯蔵し、若しくは取り扱う場所と他の部分を区画する不燃材料で造った壁に換気口を設ける場合は、当該開口部に温度ヒューズ付き防火ダンパーを設けること。

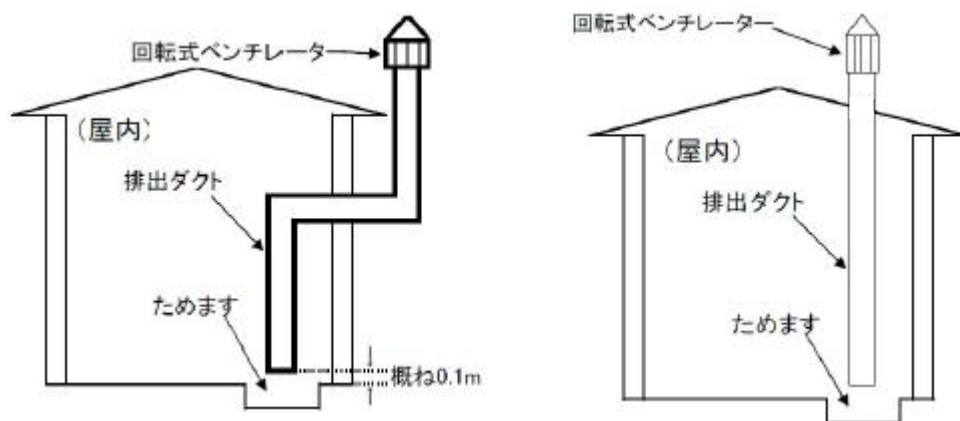
6 第6号において、「屋外の高所に排出する設備」とは、次のとおりとする。

- (1) 「可燃性の蒸気又は可燃性の微粉が滞留するおそれのある場合」は、次に掲げる場合が該当する。
 - ① 引火点が40℃未満の危険物を貯蔵し、又は取り扱う場合
 - ② 引火点が40℃以上の危険物を引火点以上の状態で貯蔵し、又は取り扱う場合
 - ③ マグネシウム、アルミニウム等の爆発性粉じん及び小麦粉、でん粉等の可燃性粉じん、で、集積した状態又は浮遊した状態において着火したときに爆発するおそれがある場合
- (2) 「屋外の高所」とは、地上2m以上の高さで、かつ、建築物の窓等の開口部及び火を使用する設備等の給排気口から1m以上離れていること。
- (3) 「蒸気又は微粉を屋外の高所に排出する設備」は、次の例による。

① 自動強制排出設備の例



② 強制排出設備の例



※ この場合において、排出ダクトが、耐火構造としなければならない壁又は危険物を貯蔵し、若しくは取り扱う場所と他の部分を区画する不燃材料で造った壁を貫通する場合は、当該貫通部に温度ヒューズ付き防火ダンパーを設けること。ただし、当該ダクトが1.5mm以上の厚さの鋼板で造られ、かつ、防火上

支障のないものである場合は、防火ダンパーを設けないことができる。

第33条の4 （指定数量の5分の1以上指定数量未満の危険物を貯蔵し、又は取り扱うタンク（地下タンク及び移動タンクを除く）の技術上の基準）

第33条の4 指定数量の5分の1以上指定数量未満の危険物を貯蔵し、又は取り扱うタンク（地盤面下に埋設されているタンク（以下「地下タンク」という。）及び移動タンクを除く。以下この条において同じ。）に危険物を収納する場合は、当該タンクの容量を超えてはならない。

2 指定数量の5分の1以上指定数量未満の危険物を貯蔵し、又は取り扱うタンクの位置、構造及び設備の技術上の基準は、次のとおりとする。

- 一 その容量に応じ、次の表に掲げる厚さの鋼板又はこれと同等以上の機械的性質を有する材料で気密に造るとともに、圧力タンクを除くタンクにあつては水張試験において、圧力タンクにあつては最大常用圧力の1.5倍の圧力で10分間行う水圧試験において、それぞれ漏れ、又は変形しないものであること。ただし、固体の危険物を貯蔵し、又は取り扱うタンクにあつては、この限りでない。

タンクの容量	板厚
40リットル以下	1.0ミリメートル以上
40リットルを超え100リットル以下	1.2ミリメートル以上
100リットルを超え250リットル以下	1.6ミリメートル以上
250リットルを超え500リットル以下	2.0ミリメートル以上
500リットルを超え1,000リットル以下	2.3ミリメートル以上
1,000リットルを超え2,000リットル以下	2.6ミリメートル以上
2,000リットルを超えるもの	3.2ミリメートル以上

二 地震等により容易に転倒又は落下しないように設けること。

三 外面には、さび止めのための措置を講ずること。ただし、アルミニウム合金、ステンレス鋼その他さびにくい材質で造られたタンクにあつては、この限りでない。

四 圧力タンクにあつては有効な安全装置を、圧力タンク以外のタンクにあつては有効な通気管又は通気口を設けること。

五 引火点が40度未満の危険物を貯蔵し、又は取り扱う圧力タンク以外のタンクにあつては、通気管又は通気口に引火を防止するための措置を講ずること。

六 見やすい位置に危険物の量を自動的に表示する装置（ガラス管等を用いるものを除く。）を設けること。

七 注入口は、火災予防上支障のない場所に設けるとともに、当該注入口には弁又はふたを設けること。

八 タンクの配管には、タンク直近の容易に操作できる位置に開閉弁を設けること。

- 九 タンクの配管は、地震等により当該配管とタンクとの結合部分に損傷を与えないように設置すること。
- 十 液体の危険物のタンクの周囲には、危険物が漏れた場合にその流出を防止するための有効な措置を講ずること。
- 十一 屋外に設置するもので、タンクの底板を地盤面に接して設けるものにあつては、底板の外面の腐食を防止するための措置を講ずること。

【解釈及び運用】

1 第1項

「タンクの容量」は、当該タンクの内容積から空間容積を差し引いた容積とする。

また、空間容積は当該タンクの内容積に100分の5以上100分の10以下の数値を乗じて算出すること。

その他容積の算定については、危政令第5条の例による。

2 第2項

(1) タンク本体の板厚

第1号において、「表に掲げる厚さの鋼板」は、JIS G 3101一般構造用圧延鋼材SS400に示すものであること。

また、「これと同等以上の機械的性質を有する材料」は、次の式により算出された数値以上の厚さを有する金属板とすること。

$$t = 400 / \sigma \times t_0$$

t：使用する金属板の厚さ（mm）

σ ：使用する金属板の引張強さ（N/mm²）

t₀：タンク容量の区分に応じた鋼板の厚さ（mm）

※ σ は以下のとおり

材質	JIS記号	σ 引張強さ
一般圧延鋼板	SS400	400
ステンレス鋼板	SUS304	520
	SUS316	
アルミニウム合金板	A5052P-H34	235
	A5083P-H32	305
アルミニウム板	A1080P-H24	85

(2) 第2号において、「地震等により容易に転倒又は落下しないように設けること。」は、次によること。

- ① 基礎は、鉄筋コンクリート造とする。ただし、べた基礎（平面形状がはり形基礎、独立基礎でない基礎）の場合は、無筋コンクリート造とすることができる。
- ② 架台は、不燃材料で造り、タンクが満油状態のときの荷重を十分支えることがで

き、かつ、地震動時の振動に十分耐えることができる構造とする。

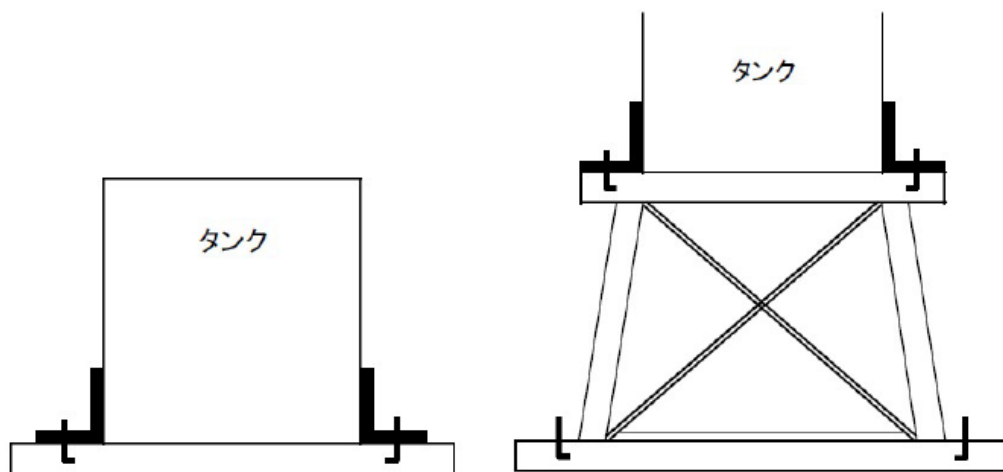
③ 架台の高さは、地盤面上又は床面上から3 m以下とすること。

④ タンクをコンクリート等の基礎又は架台上に固定する場合、次の例によること。

ア タンク側板に固定用板を溶接し、その固定用板をアンカーボルト等で固定する。
アンカーボルトは、引抜力、せん断力を考慮して選定する。

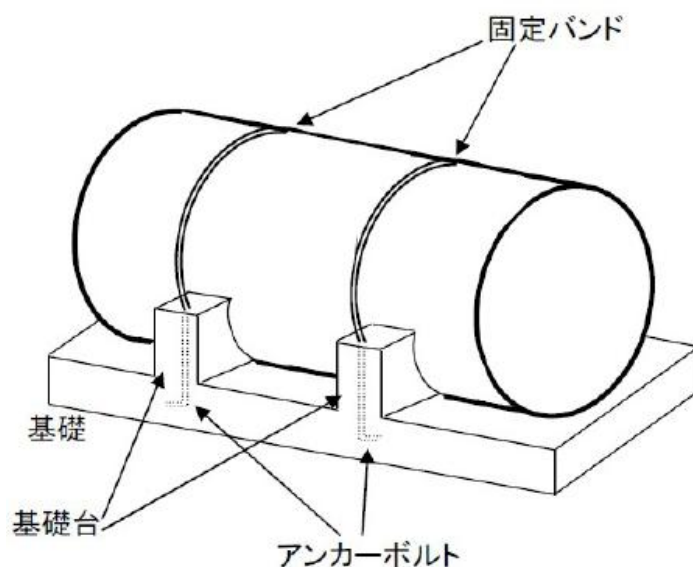
<基礎上に固定する例>

<架台上に固定する例>



イ タンクを直接基礎に固定することなく、締付バンド及びアンカーボルト等により間接的に固定する。この場合、バンド及びアンカーボルト等には、さび止め塗装がされていること。

<円筒横置型タンクの設置例>



(3) 第3号において、「さび止めのための措置」は、さび止め塗料等による塗装がされていることをいう。

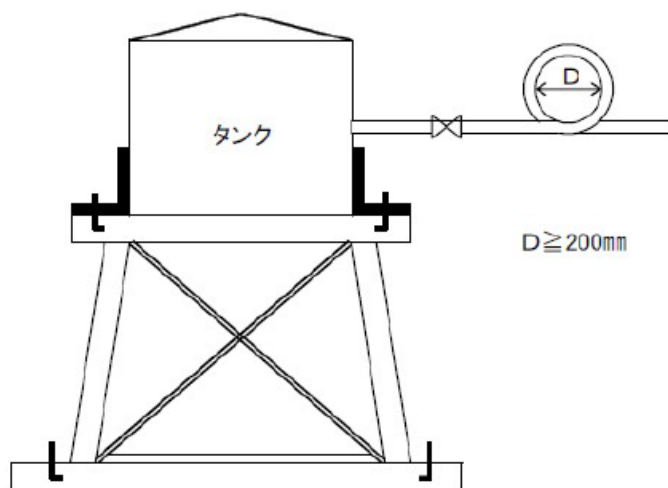
- (4) 第4号において、圧力タンクにおける「有効な安全装置」は、次のいずれかの方法により、タンク本体又はタンクに直結する配管に取り付けるものとし、その取付位置は、点検に容易であり、かつ、作動した場合に気体のみが噴出し、内容物を吹き出さない位置とする。
- ① 自動的に圧力の上昇を停止させる装置
 - ② 減圧弁で、その減圧側に安全弁を取り付けたもの
 - ③ 警報装置で、安全弁を使用したもの
- (5) 第4号において、圧力タンク以外のタンクにおける「通気管」は、次のとおりとする。
- ① 管の内径は、20mm以上とする。
 - ② 先端の位置は、地上2m以上の高さとし、かつ、建築物の窓等の開口部又は火を使用する設備等の給排気口から1m以上離す。
 - ③ 先端の構造は、雨水等の侵入を防ぐものとする。
 - ④ 滞油するおそれがある屈曲をさせない。
- (6) 第5号において、「引火を防止するための措置」とは、通気管の先端に40メッシュ程度の銅網若しくはステンレス網を張るか、又はこれと同等以上の引火防止性能を有する方法とする。
- (7) 第6号において、「危険物の量を自動的に表示する装置」とは、次の例によること。
- ① 上部計量口による場合で、厚さ2mm以上の鋼板で造られたふた又はこれと同等以上の強度を有するふたが設けられているもの。
 - ② フロートゲージ（フロートスイッチを含む。）による場合で、金属製等のフロートを用いたもの。
- (8) 第7号において、「火災予防上支障のない場所」は、次によること。
- ① 火気使用場所から十分な距離を有すること。
 - ② 原則として屋外に設けること。やむを得ず屋内に設ける場合は、火気使用場所と防火上有効に遮へいすること。
 - ③ 引火点40℃未満の危険物を貯蔵し、又は取り扱うタンクの注入口の設置にあつては、当該危険物の蒸気が滞留するおそれのある階段、ドライエリア等を避けること。
- (9) 第7号において、注入口を他の注入口と併設する場合は、注入口のふたに容易に識別でき、かつ、容易に消えない方法により表示すること。
- 「弁（バルブ、コック等）又はふた」は、金属製のものであり、かつ、漏れのない構造とすること。
- (10) 第8号において、「開閉弁（バルブ、コック等）」は、金属製のものであり、かつ、漏れのない構造とすること。

(11) 第9号において、「地震等により当該配管とタンクとの結合部分に損傷を与えない」措置は、次によること。

- ① タンクと配管の結合部の直近に可とう管継手を設ける。この場合、当該継手は、耐熱性を有し、かつ、地震動等により容易に離脱しないものであること。
- ② 可とう管継手のうち、ベローズ形伸縮継手を用いる場合は、次表の左欄に掲げる管の呼び径に応じ、同表の右欄に掲げる長さを有するものとする。

管の呼び径 (A)	長さ (mm)
25未満	300
25以上50未満	500
50以上	700

- ③ 配管が著しく細く、可とう管継手を設けることができない場合は、当該配管のタンク直近部分を内径200mm以上のループ状とする等の措置を講じること。



(12) 第10号において、「危険物が漏れた場合にその流出を防止するための有効な措置」は、次のいずれかとする。

- ① タンクの周囲に次に掲げる流出どめを設けること。
 - ア コンクリート、鋼板等で造られたもの、又は鉄筋コンクリートブロック造のもので、亀裂、損傷等により危険物が地中等に浸透しない構造で造られたもの。
 - イ タンクの全容量の100%以上を収容できるものとする。1の流出どめに2以上のタンクがある場合は、容量が最大となるタンクの全容量の100%以上が収容できるものであること。
 - ウ 地盤面は、コンクリート等の遮油性を有する不燃材料で被覆すること。
 - エ 流出どめに水抜口を設ける場合は、弁付きのものとする。
- ② 条例第33条の3第2項第1号の規定による「防火上有効な塀」又は同号ただし書の規定による「開口部のない防火構造の壁又は不燃材料で造った壁」により、有

効に危険物の流出を防止できる場合は、当該塀又は壁を流出どめとして取り扱うことができること。

③ タンクを室内に設ける場合は、当該室のしきいを高くし、床、壁及びしきい等がコンクリート、モルタル等で造られ、又は覆われることにより、タンク室以外の部分への危険物の流出を防止できる構造とすること。

④ 流出どめ内には、当該流出どめ内に存するタンクに付随する設備（配管を含む。）以外の設備を設置しないこと。

⑤ ポンプ設備は、流出どめの外又は流出どめの高さ以上の位置に設けること。

(13) 第11号において、「底板の外面の腐食を防止するための措置」は、地盤面の表面にアスファルトサンド、アスファルトモルタルを敷設するか、又は底板の外面にコーラールエナメル等の塗装を施す等の措置とする。

第33条の5 （指定数量の5分の1以上指定数量未満の危険物を貯蔵し、又は取り扱う地下タンクの技術上の基準）

第33条の5 指定数量の5分の1以上指定数量未満の危険物を貯蔵し、又は取り扱う地下タンクに危険物を収納する場合は、当該タンクの容量を超えてはならない。

2 指定数量の5分の1以上指定数量未満の危険物を貯蔵し、又は取り扱う地下タンクの位置、構造及び設備の技術上の基準は、前条第2項第3号から第5号まで及び第7号の規定の例によるほか、次のとおりとする。

一 地盤面下に設けられたコンクリート造等のタンク室に設置し、又は危険物の漏れを防止することができる構造により地盤面下に設置すること。ただし、第4類の危険物のタンクで、その外面がエポキシ樹脂、ウレタンエラストマー樹脂、強化プラスチック又はこれらと同等以上の防食性を有する材料により有効に保護されている場合又は腐食し難い材質で造られている場合にあつては、この限りでない。

二 自動車等による上部からの荷重を受けるおそれのあるタンクにあつては、当該タンクに直接荷重がかからないようにふたを設けること。

三 タンクは、堅固な基礎の上に固定されていること。

四 タンクは、厚さ3.2ミリメートル以上の鋼板又はこれと同等以上の強度を有する金属板若しくはこれと同等以上の性能を有するガラス繊維強化プラスチックで気密に造るとともに、圧力タンクを除くタンクにあつては70キロパスカルの圧力で、圧力タンクにあつては最大常用圧力の1.5倍の圧力で、それぞれ10分間行う水圧試験において、漏れ、又は変形しないものであること。

五 危険物の量を自動的に表示する装置又は計量口を設けること。この場合において、計量口を設けるタンクについては、計量口の直下のタンクの底板にその損傷を防止するための措置を講ずること。

- 六 タンクの配管は、当該タンクの頂部に取り付けること。
- 七 タンクの周囲に2箇所以上の管を設けること等により、当該タンクから液体の危険物の漏れを検知する設備を設けること。

【解釈及び運用】

1 第1項

「タンクの容量」は、当該タンクの内容積から空間容積を差し引いた容積とする。

また、空間容積は当該タンクの内容積に100分の5以上100分の10以下の数値を乗じて算出すること。

その他容積の算定については、危政令第5条の例による。

2 第2項

(1) 第1号において、「コンクリート造等のタンク室」は、次によること。

- ① 側壁及び底は、厚さ0.2m以上のコンクリート造のもの又はこれと同等以上の強度を有する鉄筋コンクリート造とする。
- ② ふたは、厚さ0.2m以上の鉄筋コンクリート造のもの又はこれと同等以上の強度を有する不燃材料で造られたものとする。ただし、厚さについては、自動車の荷重がかかるおそれがない等、安全上支障がないと認める場合は、この限りでない。
- ③ タンク室に乾燥砂等を充てんしたものであること。

(2) 第1号において、「危険物の漏れを防止することができる構造」は、危省令第24条の2の5の例によること。

(3) 第1号ただし書及び(2)のほか、二重殻タンク（危政令第13条第2項）又は第4号によるガラス繊維強化プラスチック（FRP）タンクを設置する場合は、前(1)の構造によらないことができる。

(4) 第2号において、「ふた」は、第1号に規定するタンク室のふたの構造とし、上部に車両等の荷重が加えられても直接タンクにその重量が加わらないよう、鉄筋コンクリートの支柱又は鉄筋コンクリート管を用いた支柱によってふたを支える等の措置を講じること。

(5) 第3号において、「堅固な基礎の上に固定」は、締付けバンド及びボルト等により固定すること。

(6) 第4号において、「同等以上の強度を有する金属板」は、次式により算出した数値以上の厚さを有するものとする。

$$t = 400 / \sigma \times 3.2$$

t：使用する金属板の厚さ（mm）

σ：使用する金属板の引張強さ（N/mm²）

※ σは以下のとおり

材質	J I S 記号	σ 引張強さ
一般圧延鋼板	S S 4 0 0	4 0 0
ステンレス鋼板	S U S 3 0 4	5 2 0
	S U S 3 1 6	
アルミニウム合金板	A 5 0 5 2 P - H 3 4	2 3 5
	A 5 0 8 3 P - H 3 2	3 0 5
アルミニウム板	A 1 0 8 0 P - H 2 4	8 5

(7) 第4号において、「同等以上の性能を有するガラス繊維強化プラスチック」は、次によること。

なお、危険物保安技術協会の認定品は、同等以上の性能を有するものとして扱って支障ないこと。

① F R P の材質等

ア 樹脂は、J I S K 6 9 1 9「繊維強化プラスチック用液状不飽和ポリエステル樹脂」に適合する樹脂（U P - C M）又はこれと同等以上の性能（耐薬品及び機械的強度）を有する樹脂が用いられているとともに、当該 J I S 規格に適合しているものであること。

イ 強化材は、J I S R 3 4 1 1 ガラスチョップドストランドマット、J I S R 3 4 1 2 ガラスロービング、J I S R 3 4 1 3 ガラス糸、J I S R 3 4 1 5 ガラステープ、J I S R 3 4 1 6 処理ガラスクロス又は J I S R 3 4 1 7 ガラスロービングクロスに適合するガラス繊維のいずれか又はこれらが組合わされて使用されているとともに、当該 J I S 規格に適合しているものであること。

ウ タンクに使用する着色材・安定剤は、樹脂及び強化材の品質に悪影響を与えないとともに、材料試験等により耐薬品性を有していることが確認されていること。

② F R P タンクの安全な構造

F R P タンクは、次に掲げる荷重が作用した場合において、変形が当該地下貯蔵タンク直径の3%以下であり、かつ、曲げ応力度比（曲げ応力を許容曲げ応力で除したものをいう。）の絶対値と軸方向応力度比（引張応力又領圧縮応力を許容軸応力で除したものをいう。）の絶対値の和が1以下である構造としなければならないこと。この場合において、許容応力を算定する際の安全率は4以上の値とすること。

ア F R P タンクの頂部が水面から0.3m以下にある場合に、当該タンクに作用する圧力

イ 70kPaの内水圧（圧力タンクにあたっては、最大常用圧力の1.5倍の圧力）

③ 貯蔵し、又は取り扱うことができる危険物は次に掲げるものとする。

ア J I S K 2 2 0 2 自動車ガソリン

イ J I S K 2 2 0 3 灯油

ウ J I S K 2 2 0 4 軽油

エ J I S K 2 2 0 5 重油

オ その他、FRPタンクを劣化させるおそれのないもの

- (8) 第5号において、「自動的に表示する装置」は、条例第33条の4第2項第6号の例によること。

また、「底板にその損傷を防止するための措置」は、計量口直下の底板にタンク本体と同じ材質及び板厚によるあて板を溶接する措置をいうこと。

- (9) 第7号において、「液体の危険物の漏れを検知する設備」として、漏えい検査管を設ける場合、その材質、構造等は次によること。

① 漏えい検査管を設ける場合の材質、構造等

ア 材質は、金属又は硬質塩化ビニルとすること。

イ 長さは、地盤面からタンクの基礎までとすること。

ウ 構造は、小孔を有する二重管とすること。ただし、タンクの水平中心線から上部は、小孔のない単管とすることができること。

エ 上端部は、水が浸入しない構造とし、かつ、ふたは、点検時に容易に開放できるものとすること。

オ 二以上のタンクを1m以下に近接して設ける場合は、タンク相互間に一の漏えい検査管を設け、かつ、タンクとタンク室の側壁間にそれぞれ一以上の漏えい検査管を設けることができること。

- ② 前①のほか、「液体の危険物の漏れを検知する設備」を危政令、危省令、危告示の例により設置することができること。

第33条の6 (指定数量の5分の1以上指定数量未満の危険物を貯蔵し、又は取り扱う移動タンクの技術上の基準

第33条の6 指定数量の5分の1以上指定数量未満の危険物を貯蔵し、又は取り扱う移動タンクの技術上の基準は、第33条の4第1項の規定の例によるほか、次のとおりする。

- 一 タンクから危険物を貯蔵し、又は取り扱う他のタンクに液体の危険物を注入するときは、当該他のタンクの注入口にタンクの注入ホースを緊結するか、又は注入ホースの先端部に手動開閉装置を備えた注入ノズル（手動開閉装置を開放の状態に固定する装置を備えたものを除く。）により注入すること。
- 二 タンクから液体の危険物を容器に詰め替えないこと。ただし、安全な注油に支障がない範囲の注油速度で前号に定める注入ノズルにより引火点が40度以上の第4類の危険物を容器に詰め替える場合は、この限りでない。

- 三 静電気による災害が発生するおそれのある液体の危険物をタンクに入れ、又はタンクから出すときは、当該タンクを有効に接地すること。
- 四 静電気による災害が発生するおそれのある液体の危険物をタンクにその上部から注入するときは、注入管を用いるとともに、当該注入管の先端をタンクの底部に着けること。
- 2 指定数量の5分の1以上指定数量未満の危険物を貯蔵し、又は取り扱う移動タンクの位置、構造及び設備の技術上の基準は、第33条の4第2項第3号の規定の例によるほか、次のとおりとする。
 - 一 火災予防上安全な場所に常置すること。
 - 二 タンクは、厚さ3.2ミリメートル以上の鋼板又はこれと同等以上の機械的性質を有する材料で気密に造るとともに、圧力タンクを除くタンクにあつては70キロパスカルの圧力で、圧力タンクにあつては最大常用圧力の1.5倍の圧力で、それぞれ10分間行う水圧試験において、漏れ、又は変形しないものであること。
 - 三 タンクは、Uボルト等で車両のシャーシフレーム又はこれに相当する部分に強固に固定すること。
 - 四 常用圧力が20キロパスカル以下のタンクにあつては20キロパスカルを超え24キロパスカル以下の範囲の圧力で、常用圧力が20キロパスカルを超えるタンクにあつては常用圧力の1.1倍以下の圧力で作動する安全装置を設けること。
 - 五 タンクは、その内部に4千リットル以下ごとに完全な間仕切を厚さ3.2ミリメートル以上の鋼板又はこれと同等以上の機械的性質を有する材料で設けること。
 - 六 前号の間仕切により仕切られた部分には、それぞれマンホール及び第4号に規定する安全装置を設けるとともに、当該間仕切により仕切られた部分の容量が2千リットル以上のものにあつては、厚さ1.6ミリメートル以上の鋼板又はこれと同等以上の機械的性質を有する材料で造られた防波板を設けること。
 - 七 マンホール及び注入口のふたは、厚さ3.2ミリメートル以上の鋼板又はこれと同等以上の機械的性質を有する材料で造ること。
 - 八 マンホール、注入口、安全装置等の附属装置がその上部に突出しているタンクには、当該タンクの転倒等による当該附属装置の損傷を防止するための防護枠を設けること。
 - 九 タンクの下部に排出口を設ける場合は、当該タンクの排出口に、非常の場合に直ちに閉鎖することができる弁等を設けるとともに、その直近にその旨を表示し、かつ、外部からの衝撃による当該弁等の損傷を防止するための措置を講ずること。
 - 十 タンクの配管は、先端部に弁等を設けること。
 - 十一 タンク及び附属装置の電気設備で、可燃性の蒸気が滞留するおそれのある場所に設けるものは、可燃性の蒸気に引火しない構造とすること。

【解釈及び運用】

1 第1項

(1) 第1号の「注入ホース」は、次のとおりとすること。

- ① 材質は、取り扱う危険物によって浸されるおそれのないものであること。
- ② 長さは、必要以上に長くないこと。
- ③ 結合金具は、危険物の取扱い中に危険物が漏れるおそれのないねじ式結合金具、突き合せ固定式結合金具等であること。
- ④ 結合金具及び注入ホースは、取扱い中の圧力等に十分耐える強度を有すること。
- ⑤ 注入ノズルを設ける場合は、危険物の取扱いに際し、手動開閉装置の作動が確実であり、かつ、危険物が漏れるおそれのない構造であること。ただし、手動開閉装置を開放の状態で固定する装置を備えたものは認められないこと。
- ⑥ 危険物を容器に詰替える場合は、注入ノズルの部分に満了停止制御装置（自動車の燃料タンクが満量となったときに給油を自動的に停止するもの。）が設けられているとともに、詰め替えのための容器の据付箇所に危険物の漏れ、拡散を防止するための受け皿を設けるなどの安全対策を講じるよう指導すること。◆

(2) 第2号において、「安全な注油に支障がない範囲の注油速度」は、灯油にあつては、60ℓ/分以下、軽油にあつては180ℓ/分以下とすること。

なお、移動タンクから引火点が40℃以上の第4類の危険物を、注入ホースの先端部に手動開閉装置を備えた注入ノズル（手動閉鎖装置を開放の状態で固定する装置を備えたものを除く。）により自動車等の燃料タンクに直接危険物を給油する行為は、同一場所における給油量が指定数量未満である場合に限り認められるものである。

(3) 第3号において、「静電気による災害が発生するおそれのある液体の危険物」は、第4類の特殊引火物、第1石油類、第2石油類及び導電率が10－8 S/m（ジーメンズ/メートル）以下の危険物をいうこと。

また、接地導線は、良導体の導線を用い、ビニル等の絶縁材料で被覆したもの又はこれと同等以上の導電性、絶縁性及び損傷に対する強度を有し、接地電極等と緊結することができるクリップ等が取り付けられているものとする。

2 第2項

(1) 第1号において、「火災予防上安全な場所」は、移動タンクの所有者等が必要な措置を講じることが可能な場所であつて、火気使用場所から十分に離れ、危険物が流出しても容易に火気に触れない場所又は火気のある場所と区画した場所をいう。

(2) 第2号において、「厚さ3.2ミリメートル以上の鋼板又はこれと同等以上の機械的性質を有する材料」は、次式により算出した数値以上の厚さを有する金属板とすること。ただし、最小板厚は2.8mm以上とすること。

$$t = \sqrt[3]{400 \times 21 / \sigma \times A} \times 3.2$$

t：使用する金属板の厚さ（mm）

σ ：使用する金属板の引張強さ（N/mm²）

A：使用する金属板の伸び（％）

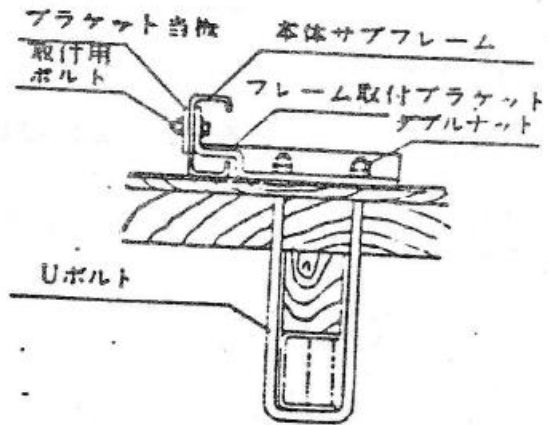
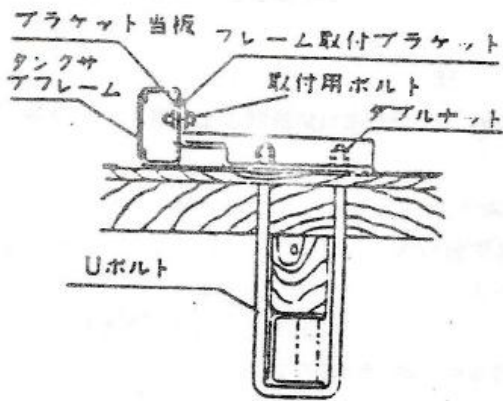
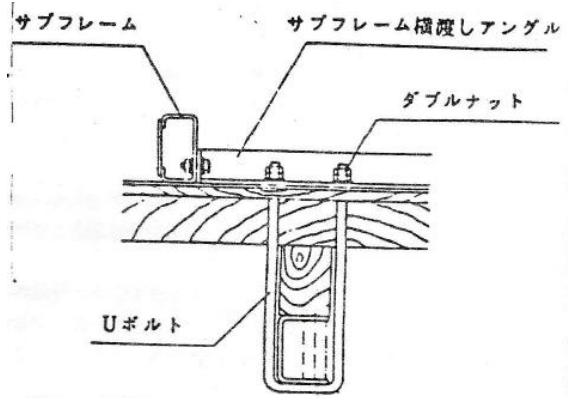
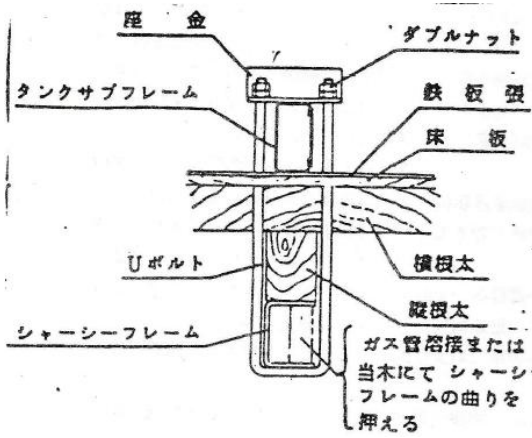
<板厚最小値の例>

材質	J I S 記号	引張強さ (N/mm ²)	伸び (%)	計算値 (mm)	板厚最小値 (mm)
ステンレス 鋼板	SUS304	520	40	2.37	2.8
	SUS316	520	40	2.37	2.8
	SUS304L	480	40	2.43	2.8
	SUS316L	480	40	2.43	2.8
アルミニウ ム合金板	A5052P-H34	235	7	5.51	5.6
	A5083P-H32	305	12	4.23	4.3
	A5083P-0	275	16	3.97	4.0
	A5083P-H112	285	11	4.45	4.5
	A5052P-0	175	20	4.29	4.3
アルミニウ ム板	A1080P-H24	85	6	8.14	8.2
溶接構造用 圧延鋼材	SM490A	490	22	2.95	3.0
	SM490B	490	22	2.95	3.0
高耐候性圧 延鋼材	SPA-H	480	22	2.97	3.0

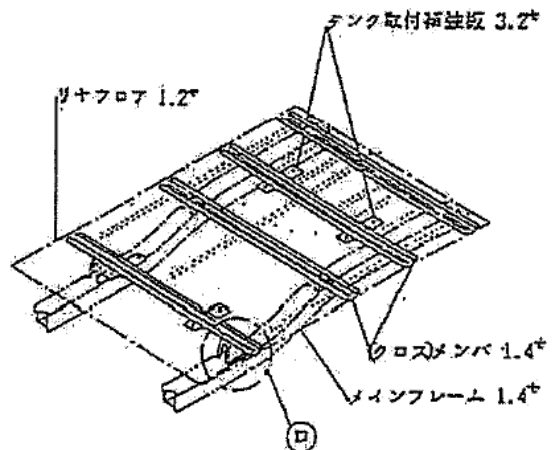
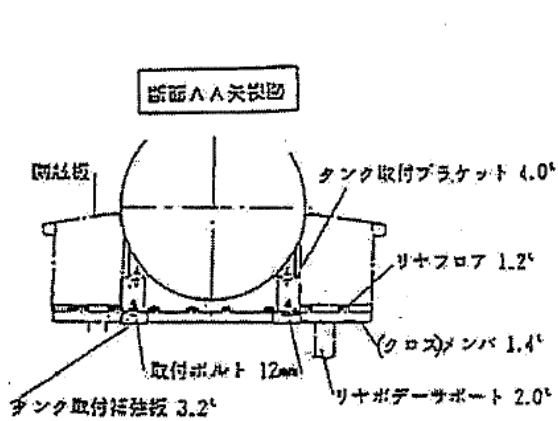
- (3) 第3号において、「これに相当する部分」は、シャーシフレームのない車両にあってはメインフレーム又はこれと一体となっているクロスメンバー等をいうものであること。

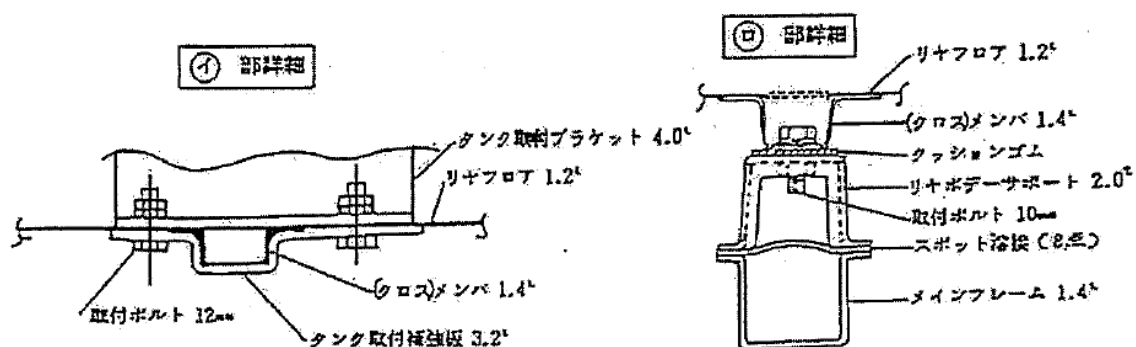
また、タンクをシャーシフレーム等にUボルトにより固定した場合と同等以上の強度を有する場合は、Uボルト以外の固定も認められるものであること。

＜タンクと車両の固定例：Uボルトによる固定例＞



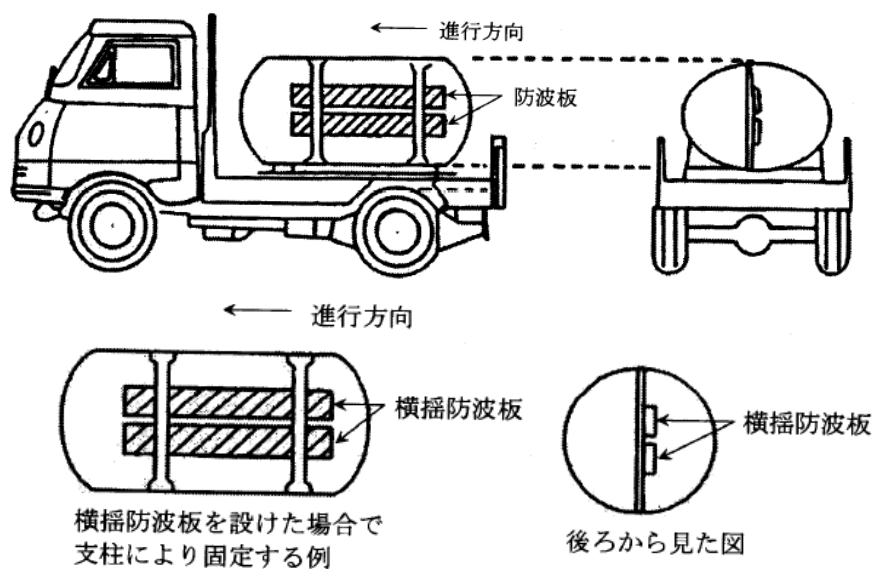
＜タンクと車両の固定例：ボルト及び溶接による固定例＞



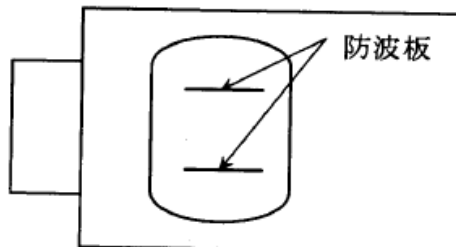


- (4) 第4号において、「安全装置」は、タンク頂部に設けること。
- (5) 第5号において、「同等以上の機械的性質を有する材料」は、同項第2号の規定によること。
- (6) 第6号において、「防波板」は次のとおりとすること。
- ① 「防波板」は、次の例によりタンクの移動方向と平行に設けるほか、危省令第24条の2の9の規定によるものとする。

<防波板の設置例>



タンク横置きの場合



- ② 容量が2,000ℓ以上のタンク（間仕切り板によって間仕切られるタンクはタン

ク室)に設ける防波板は、危省令第24条の2の9の規定の例により設けるよう指導すること。◆

- ③ 「同等以上の機械的性質を有する材料」は、次式により算出された数値以上の厚さを有する金属板とすること。

$$t = \sqrt{270/\sigma} \times 1.6$$

t：使用する金属板の厚さ (mm)

σ：使用する金属板の引張強さ (N/mm²)

<板厚最小値の例>

材質	J I S 記号	引張強さ (N/mm ²)	計算値 (mm)	板厚最小値 (mm)
冷間圧延鋼板	S P C C	270	1.60	1.6
ステンレス鋼板	S U S 3 0 4	520	1.16	1.2
	S U S 3 1 6	520	1.16	1.2
	S U S 3 0 4 L	480	1.20	1.2
	S U S 3 1 6 L	480	1.20	1.2
アルミニウム合金板	A 5 0 5 2 P - H 3 4	235	1.72	1.8
	A 5 0 8 3 P - H 3 2	305	1.49	1.5
	A 5 0 5 2 P - H 2 4	235	1.72	1.8
	A 6 N 0 1 S - T 5	245	1.68	1.7
アルミニウム板	A 1 0 8 0 P - H 2 4	85	2.86	2.9

- (7) 第7号において、「同等以上の機械的性質を有する材料」は、同項第2号の規定によること。

- (8) 「防護柵」は、次に掲げるとおりとすること。

- ① 高さは、マンホール、注入口、安全装置等の付属装置の高さ以上とすること。
- ② 厚さ2.3mm以上の鋼板とすること。ただし、これ以外の金属板で造る場合は、次式により算出した数値以上の厚さのものとすること。

$$t = \sqrt{270/\sigma} \times 2.3$$

t：使用する金属板の厚さ (mm)

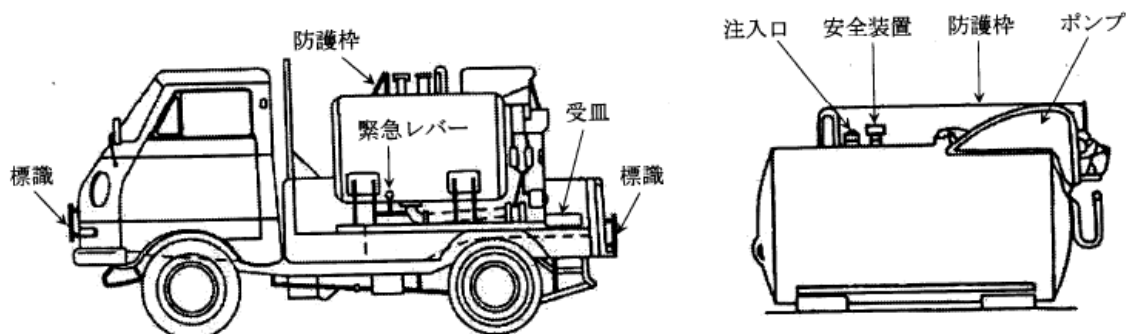
σ：使用する金属板の引張強さ (N/mm²)

<板厚最小値の例>

材質	J I S 記号	引張強さ (N/mm ²)	計算値 (mm)	板厚最小値(mm)
冷間圧延鋼板	S P C C	2 7 0	2. 3	2. 3
ステンレス鋼板	S U S 3 0 4	5 2 0	1. 6 6	1. 7
	S U S 3 1 6	5 2 0	1. 6 6	1. 7
	S U S 3 0 4 L	4 8 0	1. 7 3	1. 8
	S U S 3 1 6 L	4 8 0	1. 7 3	1. 8
アルミニウム合 金板	A 5 0 5 2 P - H 3 4	2 3 5	2. 4 7	2. 5
	A 5 0 8 3 P - H 3 2	3 0 5	2. 1 3	2. 2
	A 5 0 5 2 P - H 2 4	2 3 5	2. 2 8	2. 3
	A 6 N 0 1 S - T 5	2 4 5	2. 6 4	2. 7
アルミニウム板	A 1 0 8 0 P - H 2 4	8 5	4. 1 0	4. 1

③ 防護枠は、山形又はこれと同等以上の強度を有する形状とすること。

<防護枠の設置例>



(9) 第9号において、タンクの下部に排出口を設ける場合は次によること。

- ① 「非常の場合に直ちに閉鎖することができる弁等」は、レバー等の操作により閉鎖するもののほか、移動タンクの周囲から容易に閉鎖操作を行えるものとする。
- ② 「緊急レバー」等の文字を容易に識別できる大きさ及び色で、見易い位置に表示すること。

(10) 第11号において、電気設備にあつては次によること。

- ① 「電気設備で、可燃性の蒸気が滞留するおそれのある場所」は、引火点40℃未満の危険物を貯蔵し、又は取り扱う移動タンクの防護枠内若しくは、タンク内部やポンプ設備が収納されている場所等密閉された部分等が該当する。
- ② 「可燃性の蒸気に引火しない構造」は、防爆性能を有する構造をいう。

第34条 （指定数量の5分の1以上指定数量未満の危険物の貯蔵及び取扱いの危険物の類ごとに共通する技術上の基準）

第34条 指定数量の5分の1以上指定数量未満の危険物の貯蔵及び取扱いの危険物の類ごとに共通する技術上の基準は、次のとおりとする。

- 一 第1類の危険物は、可燃物との接触若しくは混合、分解を促す物品との接近又は過熱、衝撃若しくは摩擦を避けるとともに、アルカリ金属の過酸化物及びこれを含有するものにあつては、水との接触を避けること。
 - 二 第2類の危険物は、酸化剤との接触若しくは混合、炎、火花若しくは高温体との接近又は過熱を避けるとともに、鉄粉、金属粉及びマグネシウム並びにこれらのいずれかを含有するものにあつては水又は酸との接触を避け、引火性固体にあつてはみだりに蒸気を発生させないこと。
 - 三 自然発火性物品（第3類の危険物のうち危険物の規制に関する政令第1条の5第2項の自然発火性試験において同条第3項に定める性状を示すもの並びにアルキルアルミニウム、アルキルリチウム及び黄りんをいう。）にあつては炎、火花若しくは高温体との接近、過熱又は空気との接触を避け、禁水性物品（第3類の危険物のうち同令第1条の5第5項の水との反応性試験において同条第6項に定める性状を示すもの（カリウム、ナトリウム、アルキルアルミニウム及びアルキルリチウムを含む。）をいう。）にあつては水との接触を避けること。
 - 四 第4類の危険物は、炎、火花若しくは高温体との接近又は過熱を避けるとともに、みだりに蒸気を発生させないこと。
 - 五 第5類の危険物は、炎、火花若しくは高温体との接近、過熱、衝撃又は摩擦を避けること。
 - 六 第6類の危険物は、可燃物との接触若しくは混合、分解を促す物品との接近又は過熱を避けること。
- 2 前項の基準は、危険物を貯蔵し、又は取り扱うにあつて、同項の基準によらないことが通常である場合においては適用しない。この場合において、当該貯蔵又は取り扱いについては、災害の発生を防止するため十分な措置を講じなければならない。

【解釈及び運用】

1 第2項

「同項の基準によらないことが通常である場合」は、危険性の程度及びこれらに対する措置等を十分勘案して判断する必要があること。

第34条の2 （指定数量の5分の1以上指定数量未満の危険物を貯蔵し、又は取り扱うタンク、配管その他の設備の維持管理）

第34条の2 指定数量の5分の1以上指定数量未満の危険物を貯蔵し、又は取り扱うタ

ンク、配管その他の設備は、第33条の2から第33条の6までの位置、構造及び設備の技術上の基準に適合するよう適正に維持管理されたものでなければならない。

【解釈及び運用】

- 1 本条は、少量危険物を貯蔵し、又は取り扱うタンク、配管等の設備に対する維持管理義務を課した規定である。
- 2 「適正に維持管理」とは、タンクや配管等の設備について、条例第33条の2から第33条の6までの基準に適合するよう点検、補修等を行うことであるが、危険物施設のように法で定められた点検記録の保存等を義務付けているわけではない。
ただし、この場合、消防計画に定める自主検査等により維持管理の状況を確認できる措置は必要である。
- 3 維持管理義務者は、少量危険物貯蔵取扱所の所有者、管理者又は占有者とする。

第34条の3 （指定数量未満の第4類の危険物のうち動植物油類を貯蔵し、又は取り扱う場合の取扱い）

第34条の3 第32条から前条までの規定にかかわらず、指定数量未満の第4類の危険物のうち動植物油類を貯蔵し、又は取り扱う場合にあつては、当該各条の規定は、適用しない。

【解釈及び運用】

- 1 指定数量未満の第4類の危険物のうち、動植物油を貯蔵し、又は取り扱う場合は、条例第32条から前条までの規定にかかわらず、条例第36条に規定する貯蔵及び取扱い並びに位置、構造及び設備の技術上の基準によるということである。

第35条 （品名又は指定数量を異にする危険物）

第35条 品名又は指定数量を異にする2以上の危険物を同一の場所で貯蔵し、又は取り扱う場合において、当該貯蔵又は取扱いに係る危険物の数量を当該危険物の指定数量の5分の1の数量で除し、その商の和が1以上となるときは、当該場所は指定数量の5分の1以上指定数量未満の危険物を貯蔵し、又は取り扱っているものとみなす。

【解釈及び運用】

- 1 「同一の場所」とは、「第2章基本的事項」の「危険物の同一場所の範囲」の規定による場所である。

第5章 指定可燃物の基本的事項

1 指定可燃物の品名の区分

- (1) 指定可燃物の品名の区分の取扱いは条例別表第8備考に規定するほか次に掲げると

おりとする。なお、[] 内は、具体的な品目を表したものである。

① 綿花類〔製糸工程前の原毛、羽毛〕

ア トップ状の繊維とは、原綿、原毛を製綿、製毛機にかけて1本1本の細かい繊維をそろえて帯状に束ねたもので製糸工程前の状態のものをいう。

イ 綿花類には、天然繊維、化学繊維の別なく含まれる。

ウ 羽毛は綿花類に該当する。

エ 不燃性又は難燃性でない羊毛は、綿花類に該当するが、鉄締めされた羊毛（圧縮した原毛の入った麻袋を針金で締め、圧縮した状態のまま流通しているもの）は、綿花類に該当しないこと。

オ 不燃性又は難燃性の繊維は、次のものが該当すること。

(7) 不燃性の繊維としては、ガラス等の無機質の繊維がある。

(4) 難燃性の繊維としては、塩化ビニリデン系の繊維がある。

② 木毛及びかんなくず〔椰子（やし）の実繊維、製材中に出るかんなくず〕

ア 木毛には、木材を細薄なヒモ状に削ったもので、一般に用いられている緩衝材だけに限らず、木綿（もくめん）、木繊維（しゅろの皮）等も該当する。

イ かんなくずとは、手動又は電動かんなを使用して木材の表面加工の際に出る木くずの一種をいう。また、製材所などの製材過程に出る廃材、おがくずや木端は該当せず、木材加工品及び木くずの品名に該当する。

③ ぼろ及び紙くず〔使用していない衣服、古新聞、古雑誌〕

ぼろ及び紙くずとは、繊維製品並びに紙及び紙製品が本来の製品価値を失い、一般需要者の使用目的から離れ廃棄されたものをいい、古雑誌、古新聞等の紙くずや製本の切れ端、古ダンボール、用いられなくなった衣服等が該当する。

④ 糸類〔綿糸、麻糸、化学繊維糸、毛糸〕

ア 糸類とは、紡績工程後の糸及びまゆをいい、天然、合成の別は問わない。例えば、綿糸、毛紡毛糸、麻糸、化学繊維糸、スフ糸等があり、合成樹脂の釣り糸も該当する。

イ 不燃性又は難燃性でない「毛糸」は、糸類に該当する。

⑤ わら類〔乾燥わら、乾燥い草〕

ア わら類には、俵、こも、なわ、むしろ等が該当する。

イ 乾燥蘭（い）とは、いぐさを乾燥したものをいい、畳表、ゴザ等がこれに含まれる。

ウ こも包葉たばこ、たる詰葉たばこ、製造たばこは、わら類に該当しないこと。

⑥ 再生資源燃料〔廃棄物固形化燃料（RDF等）〕

ア 資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号）第2条第4項に規定する再生資源を原料とし、燃料等の用途に利用するため成形、固化して製

造されたものをいう。代表的なものとして、次のものがある。

なお、製造されたものが燃料用途以外に使用される場合でも再生資源燃料に該当するが、廃棄処理の工程として単に塊状とただけのものは除かれる。

(7) RDF (Refuse Derived Fuel)

家庭から出される塵芥ゴミ等の一般廃棄物（生ごみ等）を原料として、成形、固化することにより製造されたもの。

(4) RPF (Refuse Paper and Plastic Fuel)

廃プラスチックと古紙、廃材、繊維くず等を原料として、成型、固化することにより製造されたもの。

(7) 汚泥乾燥・固形燃料

下水処理場から排出される有機汚泥等を主原料（廃プラスチックを添加する場合もある。）とし、添加剤等を加えて製造されたもの。

イ 合成樹脂類のタイヤを裁断して燃料とする場合や木材加工品又は木くずを成型して燃料とする場合は、既に指定されている指定可燃物としての火災危険性に変化が生じないことから、再生資源燃料には該当しない。ただし、木くずや汚泥に添加剤を加えて加工するなど、物品が持つ本来の性状が変化する場合には、再生資源燃料に該当する。

⑦ 可燃性固体類〔石油アスファルト、クレゾール〕

ア 可燃性固体類には、オークレゾール、コールタールピッチ、石油アスファルト、ナフタリン、フェノール、ステアリン酸メチル等が該当する。

イ 条例別表第8備考6の燃焼熱量及び融点については、JIS K 2279「原油及び石油製品－発熱量試験方法及び計算による推定方法」、JIS K 0064「化学製品の融点及び溶融範囲測定方法」による。

⑧ 石炭、木炭類〔練炭、豆炭、コークス〕

ア 石炭は、無煙炭、瀝青炭褐炭、重炭、亜炭、泥炭をいい、石炭を乾留して生産されるコークスもこれに該当する。

イ 木炭は木を焼いて人為的にこしらえたものが該当する。

ウ れん炭は、粉状の石炭、木炭を混合して成形した燃料で、豆炭やたどんもこれに該当する。

エ 天然ガス又は液状炭化水素の不完全燃焼又は熱分解によって得られる黒色の微粉末（カーボンブラック）は該当しない。

⑨ 可燃性液体類〔潤滑油、自動車用グリス〕

可燃性液体類には、第2石油類、第3石油類、第4石油類、動植物油のうち一定の要件（引火点、可燃性液体量、燃焼点等）に適合するもので、危険物から除かれるものが該当する。

⑩ 木材加工品及び木くず〔家具類、建築廃材〕

ア 製材した木材、板、柱、半製品（製材した木材、板等を用いて組立てたもので完成品の一部品となるもの）及び完成した家具類等は、木材加工品に該当する。

イ 原木（立ち木を切り出した丸太の状態のもの）は木材加工品に該当しない。ただし、丸太のままで使用する電柱材、木箱、建築用足場は、木材加工品に該当する。

ウ 水中に貯蔵している木材は、木材加工品に該当しない。

エ 木くずは、製造所等の製材過程において出る廃材及びおがくず及び木端である。このうち、軽く圧して水分があふれる程度浸漬されたものは、木くずに該当しない。

オ 防災処理された木材加工品は、不燃性又は難燃性を有していない限り、木材加工品に該当すること。

⑪ 合成樹脂類〔発泡させたもの：発泡ウレタン、発泡スチロール、断熱材〕

〔その他のもの：ゴムタイヤ、天然ゴム、合成ゴム〕

ア 合成樹脂とは、石油などから化学的に合成される複雑な高分子物質で固体状の樹脂の総称をいう。熱を加えると軟化し、冷却すると固化する熱可塑性樹脂と加熱成型後さらに加熱すると硬化して不溶不融の状態となる熱硬化性樹脂に分かれる。熱可塑性樹脂としては、塩化ビニル樹脂、ポリエチレン、ポリスチレン等があり、熱硬化性樹脂としては、フェノール樹脂、ユリア樹脂、メラミン樹脂、フタル酸樹脂、ポリエステル樹脂、ケイ素樹脂、エポキシ樹脂等が該当する。

イ 合成樹脂類のうち、発泡させたものとは、概ね発泡率6以上のものをいい、梱包等に用いられる発泡スチロールや緩衝材又は断熱材として用いられるシート等が該当すること。

なお、発泡ビーズは可燃性固体類に該当する。

ウ 条例別表第8備考9の不燃性又は難燃性の判断は、J I S K 7201-2「プラスチック―酸素指数による燃焼性の試験方法―第2部：室温における試験」に基づいて行うものとし、当該試験方法に基づいて酸素指数が26以上のものを不燃性又は難燃性を有するものとして取り扱う。

<一般的に使用される合成樹脂の例>

酸素指数 26 未満の合成樹脂の例※	アクリロニトリル・スチレン共重合樹脂 (AS) アクリロニトリル・ブタジエン・スチレン共重合樹脂 (ABS) エポキシ樹脂 (EP) …… 接着剤以外のもの 不飽和ポリエステル樹脂 (UP) ポリアセタール (POM) ポリウレタン (PUR) ポリエチレン (PE) ポリスチレン (PS) ポリビニルアルコール (PVAL) ……粉状 (原料等) ポリプロピレン (PP) ポリメタクリル酸メチル (PMMA、メタクリル樹脂)	酸素指数 26 以上又は液状の合成樹脂の例	フェノール樹脂 (PF) フッ素樹脂 (PFE) ポリアミド (PA) ポリ塩化ビニリデン (PVD C、塩化ビニリデン樹脂) ポリ塩化ビニル (PVC、塩化ビニル樹脂) ユリア樹脂 (UF) ケイ素樹脂 (SI) ポリカーボネイト (PC) メラミン樹脂 (MF) ……球状 (原料等) アルキド樹脂 (ALK)
---------------------------	---	------------------------------	--

※ 難燃化により酸素指数が 26 以上のものがある。

注 括弧書きは略号又は別名を示す。

エ 合成樹脂製品には、合成樹脂を主体とした製品で、他の材料を伴う製品（靴、サンダル、電気製品等）であって合成樹脂が容積又は重量において 50% 以上を占めるものが該当する。

なお、再生資源燃料に該当する場合は、合成樹脂の容積又は重量にかかわらず、再生資源燃料として取り扱う。

オ 不燃性又は難燃性でないゴム製品、ゴム半製品、原料ゴム及びゴムくずには、次のものが該当する。

(7) 天然ゴム

ゴム樹から組成した乳状のゴム樹液（ラテックス）を精製したものであり、ラテックスを凝固して固体にしたものが生ゴムである。ラテックスは加硫剤を加え手袋や接着剤等に使用されている。

(4) 合成ゴム

天然ゴムの組成がイソプレンの重合体であることに着目し、イソプレンと構造が類似したブタジエンやクロロプレンを人工的に合成してできる重合分子化合物である。

(7) 再生ゴム

廃物ゴム製品を再び原料として使えるように加工したゴムで自動車タイヤ再生ゴム、自動車チューブ再生ゴム、雑再生ゴム等がある。

カ 不燃性又は難燃性ゴムにはシリコンゴム又はフッ素ゴムがあり、加硫剤によって不燃性又は難燃性となる。

キ ゴム製品とは、ゴムタイヤの他、ゴムを主体とした製品で、他の材料を伴う製品（ゴム長靴、ゴルフボール等）であってゴムが容積又は重量において50%以上を占めるものは該当する。ただし、エボナイト（生ゴムに多量の硫黄を加えて比較的長時間加硫して得られる固いゴム製品をいう。）は該当しない。

ク フォームラバー（ラテックス（水乳濁液）配合液を泡立たせ、そのまま凝固させ加硫した柔軟な多孔性ゴムをいう。）はゴム類に該当する。

ケ ゴム半製品とは、原料ゴムとゴム製品との中間工程にあるすべての仕掛品をいう。

<オ(イ) 合成ゴムの例>		<ク フォームラバーの例>	
スチレンブタジエ ンゴム（SBR）	ハイバロン	エバーソフト	アポロソフト
ニトリルブタジエ ンゴム（NBR）	アクリルゴム	グリーンフォーム	ヤカIFORM
ネオプレンゴム	シリコンゴム	ファンシーフォーム	マックスフォーム
ブチルゴム	フッ素ゴム	ラバーソフト	ハマフォーム
ステレオラバー	ウレタンゴム		

⑫ 品名の異なる指定可燃物が一体となった製品等

ア 品名が異なる指定可燃物が一体となった製品（例：ビーチサンダル、ソファ等、布と合成樹脂が一体となった製品）は、いずれかの重量又は容積が50%以上の品名に該当する。

イ 品名に該当する物品と品名に該当しない物品からなる製品は、品名に該当する物品の重量又は容積が50%以上である場合に、指定可燃物に該当する。

ウ 建築廃材等で複数の物品が成形、固化されずに混在しているものについては、物品ごとに条例別表第8の品名に照らして、その数量以上となる物品を貯蔵し、又は取り扱う指定可燃物貯蔵取扱所として規制する。

2 指定可燃物の貯蔵及び取扱い

(1) 指定可燃物の貯蔵及び取扱いは、次による。

① 条例別表第8の数量以上の指定可燃物を倉庫において貯蔵する場合、又は工場において製造、加工する場合、並びに工事用資機材として貯蔵し、又は取り扱う場合等は、貯蔵及び取扱いに該当する。

ア 「貯蔵」とは、倉庫内に保管することや屋外に集積する等の行為をいう。

イ 「取扱い」とは、指定可燃物に係る製造・加工等をいう。

② 次に掲げる場合は、貯蔵及び取扱いに該当しない。

ア 一定の場所に集積することなく日常的に使用される事務所のソファ、椅子、学校の机、ホテルのベッド類、図書館の図書类等。

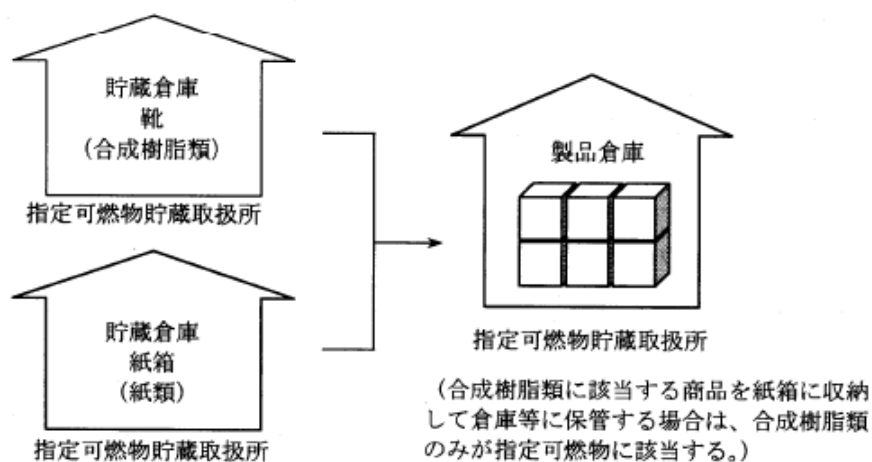
イ 倉庫の保温保冷のための断熱材として使用されているもの。

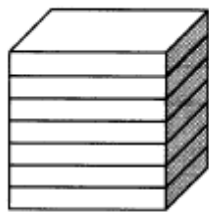
ウ 百貨店等において陳列、展示しているもの。

エ 施工された時点の建築物の断熱材、地盤の改良材、道路の舗装材等。

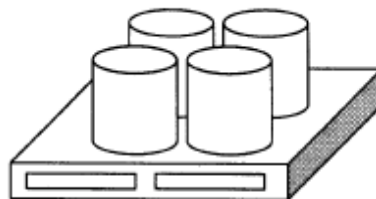
オ ビールケース、ダンボール、パレット等を搬送用の道具等として使用する場合。

<該当の可否>





パレット等の集積は、
指定可燃物に該当する。



道具として使用されているパレット等は、
指定可燃物に該当しない。

3 指定可燃物の同一場所の範囲

(1) 指定可燃物を貯蔵し、又は取り扱う場合の同一場所の範囲については、次による。

① 可燃性固体類等を貯蔵し、又は取り扱う場合は、「第2章1 危険物の同一場所の範囲」による。

② 綿花類等を貯蔵し、又は取り扱う場合は、次による。

ア 屋外において綿花類等を貯蔵し、又は取り扱う場合は、原則として同一敷地ごとに一の指定可燃物貯蔵取扱所とする。

ただし、次に掲げる例のように各施設が独立性を有していると認められる場合は、それぞれを一の指定可燃物貯蔵取扱所とすることができる。

- (7) 施設相互間が耐火構造の建築物又は塙で防火上有効に隔てられている場合
- (4) 防火上安全な距離を有する場合

イ 屋内において綿花類等を貯蔵し、又は取り扱う場合は、同一建築物ごとに一の指定可燃物貯蔵取扱所とする。

ただし、綿花類等を貯蔵し、又は取り扱う室の壁、柱、床及び天井※が耐火構造であって、かつ、開口部には自閉式特定防火設備が設けられている場合は、当該室ごとを一の指定可燃物貯蔵取扱所とすることができる。

(補足) 天井がない場合は？

天井がない場合は、上階の床が耐火構造でなければならない。

4 指定可燃物の数量の算定

(1) 同一場所で貯蔵し、又は取り扱う指定可燃物の数量の算定は、条例別表第8の数量以上の品名のみを合算した数量とする。

(例1)

品名	貯蔵取扱量	別表第8の数量	備考
糸類	500,000kg	1,000kg	別表第8に定められている量の500倍
綿花類	60,000kg	200kg	別表第8に定められている

			量の300倍
ぼろ及び紙くず	800kg	1,000kg	別表第8に定められている 量未満なので非該当
			別表第8に定める量以上の 物品を倍数ごとに合算し、8 00倍となる

(例2)

品名	貯蔵取扱量	別表第8の数量	備考
糸類	800kg	1,000kg	別表第8に定められている 量未満なので非該当
綿花類	150kg	200kg	別表第8に定められている 量未満なので非該当
ぼろ及び紙くず	800kg	1,000kg	別表第8に定められている 量未満なので非該当
			別表第8に定める量未満の 場合は、合算しないので対象 外

- (2) 条例別表第8の同一品名欄に含まれる異なる物品を貯蔵し、又は取り扱う場合は、それぞれの品名を同一の品名として合算して計算すること。ただし、合成樹脂類の発泡させたものとその他のものについては、別の品名として計算すること。

(例3)

品名	貯蔵取扱量	別表第8の数量	備考
可燃性液体類 潤滑油 自動車用グリス	0.5m ³ (500ℓ) 0.5m ³ (500ℓ)	2m ³ (2,000ℓ)	別表第8に定められている 量未満なので非該当
合成樹脂類 発泡させたもの (発泡スチロール)	10m ³	20m ³	別表第8に定められている 量未満なので非該当
合成樹脂類 その他のもの (ゴムタイヤ)	2,000kg	3,000kg	別表第8に定められている 量未満なので非該当
			別表第8に定める量未満の 場合は、合算しないので対 象外

第6章 指定可燃物貯蔵取扱所の消防用設備等設置基準

1 指定可燃物貯蔵取扱所に設ける消火設備

(1) 指定可燃物貯蔵取扱所に設ける消火設備は、次のとおりとする。

① 可燃性液体類

条例別表第8で定める数量以上 (政令第10条第1項第4号)	消火器
条例別表第8で定める数量の倍数が500倍以上 (政令第21条第1項第8号)	自動火災報知設備
条例別表第8で定める数量の倍数が1,000倍以上 (政令第13条第1項)	水噴霧消火設備 泡消火設備 不活性ガス消火設備 ハロゲン化物消火設備 粉末消火設備

② 可燃性固体類

条例別表第8で定める数量以上 (政令第10条第1項第4号)	消火器
条例別表第8で定める数量の倍数が500倍以上 (政令第21条第1項第8号)	自動火災報知設備
条例別表第8で定める数量の倍数が750倍以上 (政令第11条第1項第5号)	屋内消火栓設備
条例別表第8で定める数量の倍数が1,000倍以上 (政令第13条第1項)(政令第12条第1項第8号)	スプリンクラー設備 水噴霧消火設備 泡消火設備 不活性ガス消火設備 ハロゲン化物消火設備 粉末消火設備

③ 綿花類等

条例別表第8で定める数量以上 (政令第10条第1項第4号)	消火器
条例別表第8で定める数量の倍数が500倍以上 (政令第21条第1項第8号)	自動火災報知設備
条例別表第8で定める数量の倍数が750倍以上	屋内消火栓設備

(政令第11条第1項第5号)		
条例別表 第8で定める数量の倍数が1,000倍以上 (政令第13条第1項) (政令第12条第1項第8号)	綿花類、木毛及びかんなくず、ぼろ及び紙くず(動植物油類のしみ込んでいる布又は紙及びこれらの製品を除く。)、糸類、わら類、再生資源燃料又は合成樹脂類(不燃性又は難燃性でないゴム製品、ゴム半製品、原料ゴム及びゴムくずに限る)に係るもの	スプリンクラー設備 水噴霧消火設備 泡消火設備 全域放出の不活性ガス消火設備
	ぼろ及び紙くず(動植物油類のしみ込んでいる布又は紙及びこれらの製品に限る。)又は石炭・木炭類に係るもの	スプリンクラー設備 水噴霧消火設備 泡消火設備
	合成樹脂類(不燃性又は難燃性でないゴム製品、ゴム半製品、原料ゴム及びゴムくずを除く。)に係るもの	スプリンクラー設備 水噴霧消火設備 泡消火設備 不活性ガス消火設備 ハロゲン化物消火設備 粉末消火設備
	木材加工品及び木くずに係るもの	スプリンクラー設備 水噴霧消火設備 泡消火設備 全域放出の不活性ガス消火設備 全域放出のハロゲン化物消火設備

第7章 指定可燃物に係る運用基準

1 指定可燃物に係る運用基準

第36条 (可燃性液体類等の貯蔵及び取扱いの技術上の基準等)

第36条 別表第8の品名欄に掲げる物品で同表の数量欄に定める数量以上のもの(以下「指定可燃物」という。)のうち可燃性固体類(同表備考第6号に規定する可燃性固体類をいう。以下同じ。)及び可燃性液体類(同表備考第8号に規定する可燃性液体類をいう。以下同じ。)並びに指定数量の5分の1以上指定数量未満の第4類の危険物のうち動植物油類(以下「可燃性液体類等」という。)の貯蔵及び取扱いは、次に掲げる技術上の基準

によらなければならない。

一 可燃性液体類等を容器に収納し、又は詰め替える場合は、次によること。

イ 可燃性固体類（別表第8備考第6号二に該当するものを除く。）にあつては危険物規則別表第3の危険物の類別及び危険等級の別の第2類のⅢの項において、可燃性液体類及び指定数量の5分の1以上指定数量未満の第4類の危険物のうち動植物油類にあつては危険物規則別表第3の2の危険物の類別及び危険等級の別の第4類のⅢの項において、それぞれ適応するものとされる内装容器（内装容器の容器の種類が空欄のものにあつては、外装容器）又はこれと同等以上であると認められる容器（以下この号において「内装容器等」という。）に適合する容器に収納し、又は詰め替えるとともに、温度変化等により可燃性液体類等が漏れないように容器を密封して収納すること。

ロ イの内装容器等には、見やすい箇所に可燃性液体類等の化学名又は通称名及び数量の表示並びに「火気厳禁」その他これと同一の意味を有する他の表示をすること。ただし、化粧品の内装容器等で最大容量が3百ミリリットル以下のものについては、この限りでない。

二 可燃性液体類等（別表第8備考第6号2に該当するものを除く。）を収納した容器を積み重ねて貯蔵する場合には、高さ4メートルを超えて積み重ねないこと。

三 可燃性液体類等は、炎、火花若しくは高温体との接近又は過熱を避けるとともに、みだりに蒸気を発生させないこと。

四 前号の基準は、可燃性液体類等を貯蔵し、又は取り扱うに当たつて、同号の基準によらないことが通常である場合においては、適用しない。この場合において、当該貯蔵又は取扱いについては、災害の発生を防止するため十分な措置を講ずること。

2 可燃性液体類等を貯蔵し、又は取り扱う場所の位置、構造及び設備は、次に掲げる技術上の基準によらなければならない。

一 可燃性液体類等を貯蔵し、又は取り扱う屋外の場所の周囲には、可燃性固体類及び可燃性液体類（以下「可燃性固体類等」という。）にあつては容器等の種類及び可燃性固体類等の数量の倍数（貯蔵し、又は取り扱う可燃性固体類等の数量を別表第8に定める当該可燃性固体類等の数量で除して得た値をいう。以下この条において同じ。）に応じ次の表に掲げる幅の空地を、指定数量の5分の1以上指定数量未満の第4類の危険物のうち動植物油類にあつては1メートル以上の幅の空地をそれぞれ保有するか、又は防火上有効な塀を設けること。

容器等の種類	可燃性固体類等の数量の倍数	空地の幅
タンク又は金属製容器	1以上20未満	1メートル以上
	20以上200未満	2メートル以上
	200以上	3メートル以上

その他の場合	1 以上 2 0 未満	1 メートル以上
	2 0 以上 2 0 0 未満	3 メートル以上
	2 0 0 以上	5 メートル以上

二 別表第8で定める数量の20倍以上の可燃性固体類等を屋内において貯蔵し、又は取り扱う場合は、壁、柱、床及び天井を不燃材料で造った室内において行うこと。ただし、その周囲に幅1メートル（別表第8で定める数量の200倍以上の可燃性固体類等を貯蔵し、又は取り扱う場合は、3メートル）以上の空地を保有するか、又は防火上有効な隔壁を設けた建築物その他の工作物内にあつては、壁、柱、床及び天井を不燃材料で覆った室内において、貯蔵し、又は取り扱うことができる。

3 前2項に規定するもののほか、可燃性液体類等の貯蔵及び取扱い並びに貯蔵し、又は取り扱う場所の位置、構造及び設備の技術上の基準については、第32条から第34条の2まで（第33条の2第1項第16号及び第17号、第33条の3第2項第1号並びに第34条を除く。）の規定を準用する。

【解釈及び運用】

1 第1項

(1) 第1号において、可燃性液体等を容器に収納し、又は詰め替える場合は、次によること。

- ① 条例第33条の2第1項第16号の例によること。
- ② 化粧品の内装容器等で最大容量が300ml以下のものについては、同一の意味を有する他の表示をもって代えることができるものであること。

(2) 第2号において、「高さ」は、条例第33条の2第1項第17号の例によること。

(3) 第4号において、「同号の基準によらないことが通常である場合」は、危険性の程度及びこれらに対する措置等を十分勘案して判断する必要があること。

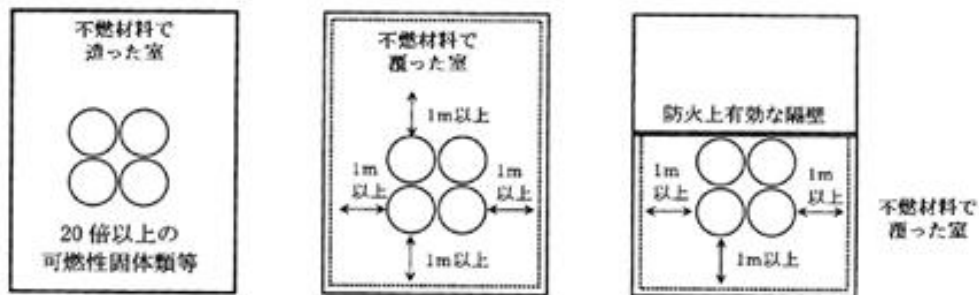
2 第2項

(1) 第1号において、可燃性液体等を屋外の場所で貯蔵し、又は取り扱う場合は、条例第33条の3第2項第1号の例によること。

(2) 第2号において、別表第8で定める数量の20倍以上の可燃性固体類等を屋内において、貯蔵し、又は取り扱う場合は、次によること。

- ① 「防火上有効な隔壁」とは、耐火構造又は防火構造で小屋裏に達するまで完全に区画されていることをいう。
- ② 防火上有効な隔壁を設けた建築物その他の工作物内で壁、柱、床及び天井を不燃材料で覆った室内において貯蔵し、又は取り扱う場合は、隔壁に面する部分を除きその周囲には幅1m以上の空地を保有すること。

<空地確保例>



3 第3項

(1) タンクにおいて貯蔵し、又は取り扱う場合は、次のとおりとすること。

- ① 屋外のタンクにおいて30倍以上の可燃性液体類等を貯蔵し、又は取り扱う場合は、危政令第11条の規定（特定屋外貯蔵タンクに係るものを除く。）によること。
- ② 次に掲げる可燃性液体類等を30倍以上貯蔵し、又は取り扱うタンクには、全量の110%以上の容量を収納できる流出防止措置を講じること。

ア 20℃で液状の可燃性液体類等

イ 液状で貯蔵し、又は取り扱う可燃性液体類等

- ③ 車両に固定されたタンク（容量が4,000ℓを超える場合）に可燃性液体類等を液状で貯蔵し、又は取り扱う場合は、その内部を4,000ℓ以下ごとに厚さ3.2mm以上の鋼板又はこれと同等以上の機械的性質を有する材料で完全な間仕切りを設けること。

(2) タンク以外において液状で貯蔵し、又は取り扱う場合で、漏れた場合に固体となるものは、次のとおりとすること。

- ① 屋外において、液状で貯蔵し、又は取り扱う場合は、条例第33条の3第2項第2号の基準によらないことができること。
- ② 屋内において、液状で貯蔵し、又は取り扱う場合の床の構造は、条例第33条の3の2第3号の基準によらないことができること。

第37条 （綿花類等の貯蔵及び取扱いの技術上の基準等）

第37条 指定可燃物のうち可燃性固体類等以外の指定可燃物（以下「綿花類等」という。）の貯蔵及び取扱いは、次の各号に掲げる技術上の基準によらなければならない。

- 一 綿花類等を貯蔵し、又は取り扱う場所においては、みだりに火気を使用しないこと。
- 二 綿花類等を貯蔵し、又は取り扱う場所においては、係員以外の者をみだりに出入りさせないこと。
- 三 綿花類等を貯蔵し、又は取り扱う場所においては、常に整理及び清掃を行うこと。
この場合において、危険物と区分して整理するとともに、綿花類等の性状等に応じ、

地震等により容易に荷くずれ、落下、転倒又は飛散しないような措置を講ずること。

四 綿花類等のくず、かす等は、当該綿花類等の性質に応じ、1日1回以上安全な場所において廃棄し、その他適当な措置を講ずること。

五 再生資源燃料（別表第8備考第5号に規定する再生資源燃料をいう。以下同じ。）のうち、廃棄物固形化燃料その他の水分によつて発熱又は可燃性ガスの発生のおそれがあるもの（以下「廃棄物固形化燃料等」という。）を貯蔵し、又は取り扱う場合は、次によること。

イ 廃棄物固形化燃料等を貯蔵し、又は取り扱う場合は、適切な水分管理を行うこと。

ロ 廃棄物固形化燃料等を貯蔵する場合は、適切な温度に保持された廃棄物固形化燃料等に限り受け入れること。

ハ 3日を超えて集積する場合においては、発火の危険性を減じ、発火時においても速やかな拡大防止の措置を講ずることができるよう5メートル以下の適切な集積高さとする。

ニ 廃棄物固形化燃料等を貯蔵する場合は、温度、可燃性ガス濃度の監視により廃棄物固形化燃料等の発熱の状況を常に監視すること。

2 綿花類等を貯蔵し、又は取り扱う場所の位置、構造及び設備は、次に掲げる技術上の基準によらなければならない。

一 綿花類等を貯蔵し、又は取り扱う場所には、綿花類等を貯蔵し、又は取り扱っている旨を表示した標識並びに綿花類等の品名、最大数量及び防火に関し必要な事項を掲示した掲示板を設けること。

二 綿花類等のうち廃棄物固形化燃料等及び合成樹脂類（別表第8備考第9号に規定する合成樹脂類をいう。以下同じ。）以外のものを集積する場合には、一集積単位の面積が2百平方メートル以下になるように区分するとともに、集積単位相互間に次の表に掲げる距離を保つこと。ただし、廃棄物固形化燃料等以外の再生資源燃料及び石炭・木炭類（同表備考第7号に規定する石炭・木炭類をいう。）にあつては、温度計等により温度を監視するとともに、廃棄物固形化燃料等以外の再生資源燃料又は石炭・木炭類を適温に保つための散水設備等を設置した場合は、この限りでない。

区分		距離
(一)	面積が50平方メートル以下の集積単位相互間	1メートル以上
(二)	面積が50平方メートルを超え2百平方メートル以下の集積単位相互間	2メートル以上

三 綿花類等のうち合成樹脂類を貯蔵し、又は取り扱う場合は、次によること。

イ 集積する場合においては、一集積単位の面積が5百平方メートル以下になるように区分するとともに、集積単位相互間に次の表に掲げる距離を保つこと。ただし、火災の拡大又は延焼を防止するため散水設備を設置する等必要な措置を講じた場合

は、この限りでない。

区分		距離
(一)	面積が百平方メートル以下の集積単位相互間	1メートル以上
(二)	面積が百平方メートルを超え3百平方メートル以下の集積単位相互間	2メートル以上
(三)	面積が3百平方メートルを超え5百平方メートル以下の集積単位相互間	3メートル以上

ロ 合成樹脂類を貯蔵し、又は取り扱う屋外の場所の周囲には、1メートル（別表第8で定める数量の20倍以上の合成樹脂類を貯蔵し、又は取り扱う場合は、3メートル）以上の空地を保有するか、又は防火上有効な塀を設けること。ただし、開口部のない防火構造の壁又は不燃材料で造った壁に面するとき、又は火災の延焼を防止するため水幕設備を設置する等必要な措置を講じた場合は、この限りでない。

ハ 屋内において貯蔵し、又は取り扱う場合は、貯蔵する場所と取り扱う場所の間及び異なる取扱いを行う場合の取り扱う場所相互の間を不燃性の材料を用いて区画すること。ただし、火災の延焼を防止するため水幕設備を設置する等必要な措置を講じた場合は、この限りでない。

ニ 別表第8に定める数量の百倍以上を屋内において貯蔵し、又は取り扱う場合は、壁及び天井を難燃材料（建築基準法施行令第1条第6号に規定する難燃材料をいう。）で仕上げた室内において行うこと。

四 廃棄物固形化燃料等を貯蔵し、又は取り扱う場所の位置、構造及び設備は、前号イ及びニの規定の例によるほか、次に掲げる技術上の基準によること。

イ 廃棄物固形化燃料等の発熱の状況を監視するための温度測定装置を設けること。

ロ 別表第8で定める数量の100倍以上の廃棄物固形化燃料等をタンクにおいて貯蔵する場合は、当該タンクは廃棄物固形化燃料等に発熱が生じた場合に廃棄物固形化燃料等を迅速に排出できる構造とすること。ただし、当該タンクに廃棄物固形化燃料等の発熱の拡大を防止するための散水設備又は不活性ガス封入設備を設置した場合は、この限りでない。

【解釈及び運用】

1 第1項

(1) 第1号において、「みだりに火気を使用しないこと」は、綿花類等の性質及び作業工程等を考慮して、火気の使用は次の各号の全てを満たす条件下とすること。

- ① 正当な理由がある場合に限ること。
- ② 管理が徹底されていること。
- ③ 防火上安全な場所であること。
- ④ 安全な方法であること。

- (2) 第2号において、「係員」は、綿花類等を貯蔵し、又は取り扱う場所において、常時業務に従事する者をいう。
- (3) 第3号において、「危険物と区分して」は、危険物の貯蔵、又は取扱いをやむを得ず行う場合に、火災予防上安全な距離として1 m以上を確保し、かつ、それぞれを明確に区分し、管理を徹底することをいうこと。
- (4) 第4号において、「1日1回以上」は、作業工程等の実態に応じ、その回数を定めるものであり、原則として「綿花類等のくず、かす等」が発生した場合は、直ちに処理すること。
- (5) 第5号において、再生資源燃料のうち、廃棄物固形化燃料その他の水分によって発熱又は可燃性ガスの発生のおそれがあるものを貯蔵し、又は取り扱う場合は、次のとおりとすること。
 - ① 「適切な水分管理」とは、10%以下のできる限り低い管理値を設定したうえで行うことである。
 - ② 「適切な温度の廃棄物固形化燃料等に限り受け入れる」とは、外気温に対する許容変動幅も考慮した管理値を設定したうえで受け入れすることである。
 - ③ 「5メートル以下の適切な集積高さ」とは、廃棄物固形化燃料等の性状管理、換気等による貯蔵条件管理等に応じた5メートル以下の最大集積高さとするところである。
 - ④ 「温度、可燃性ガス濃度の監視により発熱の状況を常に監視する」とは、測定値の変化に応じた適切な対応措置を定めることである。

2 第2項

- (1) 第1号の標識及び掲示板は、条例第33条の2第2項第1号の例によること。
- (2) 第2号において、「散水設備等」は、ドレンチャー設備、スプリンクラー設備等とし、これらにより火災の拡大又は延焼拡大の防止が図られる場合は、1集積単位の面積が400㎡以下、集積単位相互間の距離を1 m以上とすることができる。
- (3) 第3号において、綿花類等のうち、合成樹脂類を貯蔵し、又は取り扱う場合は、次のとおりとすること。
 - ① 「散水設備を設置する等必要な措置」は、不燃材料で区画するか、ドレンチャー設備、スプリンクラー設備等を設置した場合をいい、これらにより火災の拡大又は延焼拡大の防止が図られる場合は、集積単位の面積及び集積単位相互間の距離の規定を適用しないことができる。
 - ② 屋外において貯蔵し、又は取り扱う場合は、条例第33条の3第2項第1号の規定を準用すること。なお、合成樹脂類を貯蔵し、又は取り扱う設備が金属で気密に造られたものである場合は、同号の表中「タンク又は金属製容器」の項に示す空地の幅（1 m以上）とすることができる。

また、屋外において合成樹脂類を貯蔵し、又は取り扱う場所の周囲に柵等で境界を明示すること。なお、境界の明示には、地盤面にタイル、テープ、塗料等で線を引いたものも含まれる。

- ③ 屋内において貯蔵する場所と取り扱う場所の区画及び異なる取扱いを行う場合の取り扱う場所の区画は、不燃材料の壁若しくは水幕設備等によること。

なお、不燃材料で区画する際は、小屋裏に達するまで完全に区画すること。

- (4) 第4号において、温度測定装置を設ける場合は、発熱の有無を適正に監視できるような精度、設置位置等に留意すること。

また、「当該タンクは迅速に排出できる構造とするか、散水設備又は不活性ガス封入設備を設置する」場合は、発熱・発火が生じた場合、速やかに拡大防止が図れるよう設置すること。

第37条の2 別表第8で定める数量の100倍以上の再生資源燃料（廃棄物固形化燃料等に限る。）、可燃性固体類、可燃性液体類又は合成樹脂類を貯蔵し、又は取り扱う場合の火災危険要因把握及び危険要因に応じた火災予防上有効な措置

第37条の2 別表第8で定める数量の100倍以上の再生資源燃料（廃棄物固形化燃料等に限る。）、可燃性固体類、可燃性液体類又は合成樹脂類を貯蔵し、又は取り扱う場合は、当該貯蔵し、又は取り扱う場所における火災の危険要因を把握するとともに、前2条に定めるもののほか当該危険要因に応じた火災予防上有効な措置を講じなければならない。

【解釈及び運用】

- 1 本条において、危険要因の把握にあたっては、一般に類似施設の事故・トラブル事例等を参考に対象施設の火災発生・拡大要因を整理することとなるが、その手法を特に問うものではなく、施設形態、貯蔵・取扱形態が類型化され得るような施設にあっては、例えばこれまでの経験・知見に基づき構成設備、取扱工程等ごとに想定事故形態と必要と考える対策とを箇条的に整理するような簡易な方法も考えられること。

第37条の3 （基準の特例）

第37条の3 この章（第32条、第34条及び第35条を除く。以下同じ。）の規定は、指定数量未満の危険物及び指定可燃物の貯蔵及び取扱いについて、消防長が、その品名及び数量、貯蔵及び取扱いの方法並びに周囲の地形その他の状況等から判断して、この章の規定による貯蔵及び取扱い並びに貯蔵し、又は取り扱う場所の位置、構造及び設備の技術上の基準によらなくても、火災の発生及び延焼のおそれが著しく少なく、かつ、火災等の災害による被害を最少限度に止めることができると認めるとき、又は予想しな

い特殊の構造若しくは設備を用いることによりこの章の規定による貯蔵及び取扱い並びに貯蔵し、又は取り扱う場所の位置、構造及び設備の技術上の基準による場合と同等以上の効力があると認めるときにおいては、適用しない。

【解釈及び運用】

- 1 本条は、指定数量未満の危険物及び指定可燃物の貯蔵及び技術上の基準の特例を規定したものである。

本条の規定により、予期しない貯蔵及び取扱い状況、特殊な設備の開発等に対応できることとなるが、特例基準の適用の前提としては、具体的な環境条件、代替措置等が存在することが必要であり、また、その運用にあたっては、統一的、客観的な運用に努める必要がある。

第8章 届出

- 1 指定数量未満の危険物等の貯蔵及び取扱いの届出等

第53条 （指定数量未満の危険物等の貯蔵及び取扱いの届出等）

第53条 指定数量の5分の1以上（個人の住居で貯蔵し、又は取り扱う場合にあつては、指定数量の2分の1以上）指定数量未満の危険物及び別表第8で定める数量の5倍以上（再生資源燃料、可燃性固体類等及び合成樹脂類にあつては、同表で定める数量以上）の指定可燃物を貯蔵し、又は取り扱おうとする者は、あらかじめ、その旨を消防長に届け出なければならない。

- 2 前項の規定は、同項の貯蔵及び取扱いを廃止する場合について準用する。

【解釈及び運用】

- 1 届出は、条例規則第7条の規定による書類を添付する。

- (1) 条例規則第7条に規定する書類の他に、次の書類を添付する。◆

ただし、必要に応じて省略することができる。

- ① 当該申請地の周囲の状況（案内図）
- ② 当該事業所の主要な建築物及び工作物等の配置の状況（敷地内配置図）
- ③ 少量危険物及び指定可燃物（以下「少量危険物等」という。）等を構成する建築物、工作物、機械器具その他の設備等の配置の状況（詳細図）
- ④ 少量危険物等を貯蔵し、又は取り扱おうとする機械器具等の構造に関する図面等（パンフレット等でもよい）
- ⑤ 書類作成の留意事項
 - ア 届け出しようとする部分については、マーキング等により明示すること。
 - イ 届け出しようとする部分について、保有する空地等を有する場合は、その範囲

- をマーキング等により明示すること。
- ウ ボイラー等で危険物を消費するものについては、消費量（取扱量）の計算書を添付すること。
- エ 少量危険物等を貯蔵し、又は取り扱うタンク、ポンプ等を有する場合で、防油堤等の油流出どめを設ける場合は、施工方法及び施工図等を添付すること。
- オ 少量危険物等を扱う配管は、マーキング等により明示し、材質及び施工方法等を記載した図面を添付すること。
- カ 電気設備を有する場合は、器具及び施工方法等を記載した図面を添付すること。（パンフレット等でもよい。）
- キ 標識、掲示板、消火設備等を関係図面に明示すること。
- ク 貯蔵し、又は取り扱う品名が多い場合は、一覧表を添付すること。
- ケ 関係図面により、少量危険物等の位置、構造及び設備の状況の把握が困難な場合は、危省令で定める構造設備明細書等を添付すること。
- (2) 地下貯蔵タンクの用途を廃止する場合は、平成3年7月11日付け消防危第78号通知「地下貯蔵タンクの用途廃止に係る安全管理指導について」を参考として指導すること。◆

附 則

- 1 この基準は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 この基準の施行の際、現に指導している事項については、なお従前の例による。
- 3 少量危険物（液体）貯蔵タンクに係る防油堤設置指導要綱の一部改正について（平成8年3月11日付け事務連絡）は廃止する。
- 4 少量危険物移動タンク貯蔵所の取り扱いについて（平成12年8月17日付け12消防予第249号通知）は廃止する。